



未来につなぐ 豊かな環境をはぐくむまち  
～持続可能な社会の実現に向けて～

# 第三次 天童市環境基本計画



令和4年3月

天童市



未来につなぐ 豊かな環境をはぐくむまち  
～持続可能な社会の実現に向けて～

# 第三次 天童市環境基本計画

令和4年3月

天 童 市

# 「未来につなぐ 豊かな環境をはぐくむまち」

## 持続可能な社会の実現に向けて



本市では、平成24年（2012年）3月に第二次天童市環境基本計画を策定しました。環境の将来像を「みんなでつくる豊かな環境と共に生きるまち」と設定し、5つの基本目標に加え、重点施策として「天までとどけ ゴミ減量の10DOプラン」に取り組んでまいりました。

そうした中、国際社会において環境施策を取り巻く状況は大きく変化し、世界が直面している課題の解決に向けて取り組む動きが活発化してきました。2015年には、国連サミットでSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、パリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に共有されました。

さらに、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされ、国は2020年10月に「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と表明しています。

また、地球温暖化に起因するといわれる気候変動の影響から、世界規模で深刻な気象災害が発生し、甚大な被害を与えています。本市においても、大雪や豪雨等が頻発しており、令和2年（2020年）7月に記録的な大雨の影響で河川が増水し、甚大な浸水被害が発生しました。激甚化する災害に備えるため、防災・減災体制の整備や再生可能エネルギー等を活用した災害対応力の強化がより一層求められています。

こうした状況の変化や課題に対応するため、本市では、今後10年間の新たな指針となる「第三次天童市環境基本計画」を策定しました。「未来につなぐ 豊かな環境をはぐくむまち」を環境の将来像として掲げ、計画の推進と関連するSDGsの目標達成を目指していきます。

令和4年（2022年）2月16日には、本市でも2050年カーボンニュートラルの実現に向け、「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。市民、事業者のみなさまと協力し合いながら、二酸化炭素排出量の実質ゼロを達成するため、果敢に挑戦していきます。

そして、一人ひとりが環境問題を「自分ごと」と捉え、「今できること」を積み重ねていくことで、健康で快適に暮らせる豊かな環境を次世代へ繋いでいきましょう。

最後に本計画の策定するに当たり、ご尽力を賜りました天童市環境審議会委員各位、市民環境懇談会委員各位をはじめ、市民・事業所アンケート調査などにご協力をいただきました多くの市民のみなさまに、厚くお礼を申し上げます。

令和4年3月

天童市長 山本信治

# 目次

<b>第1章 計画の基本的事項</b>	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の役割と位置付け	3
3 市民・事業者・行政の役割	5
4 計画の期間	6
5 計画の対象	6
6 計画の構成	7
7 カーボンニュートラルの動向について（国・県・市）	8
<b>第2章 天童市の概要</b>	9
1 自然特性	10
2 社会特性	12
3 天童市の現状と課題	18
<b>第3章 計画の将来像</b>	23
1 天童市の環境の将来像	24
2 SDGsについて	25
3 基本目標と関連するSDGs	26
<b>第4章 施策の展開</b>	29
1 施策の体系（図）	30
てん10アクション（イメージ図）	32
2 施策の内容	33
<b>基本目標1 地球温暖化への対応</b>	
てん10アクション①：クリーンなエネルギーを使おう	34
てん10アクション②：省エネに取り組もう	37
てん10アクション③：気候の変化に適応しよう	39
温室効果ガスの削減目標（区域施策編）	41

■コラム 気候変動への適応	45
<b>基本目標2 循環型社会の実現</b>	
てん10アクション④：ごみを減らそう	46
てん10アクション⑤：ごみの分別に取り組もう	50
<b>基本目標3 豊かな自然環境の保全</b>	
てん10アクション⑥：自然環境について考えよう	52
■コラム 生物多様性	56
■コラム 外来種	57
<b>基本目標4 安全・安心な生活環境の確保</b>	
てん10アクション⑦：地域の環境を良くしよう	58
てん10アクション⑧：安全・安心なまちにしよう	60
<b>基本目標5 環境行動を実践する人材育成</b>	
てん10アクション⑨：環境について考えよう	63
てん10アクション⑩：環境にやさしい行動をしよう	65
■コラム ESDによって変わる一人ひとりの行動	68
3 環境指標及び目標値一覧（再掲）	69

## 第5章 進行管理 71

1 計画の推進体制	72
2 計画の進行管理	73

## 第6章 資料編 75

1 天童市環境基本条例	76
2 計画策定体制	80
3 計画策定の経過	85

**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**



# 第1章

---

## 計画の基本的事項



# 1

## 計画策定の背景と趣旨

本市では、「天童市環境基本条例」に基づき、良好な環境の保全と創造に関する施策を推進し、豊かな環境を未来に引き継ぐため、平成13年度（2001）に「天童市環境基本計画」、平成23年度（2011）に「第二次天童市環境基本計画」を策定しました。持続可能な社会の実現を目指し、循環型社会の構築や地球温暖化への対応など、市民・事業者・行政が連携しながら、様々な施策や事業に取り組んできました。

こうした中、国は、2020年10月、2050年カーボンニュートラル宣言を行うとともに、2030年度までに温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明しました。

2021年3月には、地球温暖化対策推進法の改正により、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法定化するとともに、同年6月には、「脱炭素ロードマップ」の概要が示されました。ロードマップでは、足元からの5年間に集中して取組を進め、2030年までに「脱炭素先行地域」を少なくとも100か所を創るなど、国と地方が連携しながら、地域脱炭素化の実現に積極的に取り組むとされました。

また、2021年10月には、地球温暖化対策計画の改定により、2030年度における温室効果ガス46%削減（2013比）の具体的な目標値が示され、温室効果ガス削減への動きが大きく加速していきます。

一方で、気候変動による災害の頻発化・激甚化や、海洋プラスチックごみの問題、生物多様性の損失などによる地球環境への影響が懸念される中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という新たな危機に直面しています。これらの環境リスクは、相互に関連していることから、私たちにとって、避けることのできない喫緊の課題となっています。

こうした大きな変革の流れに対応しつつ、今後の環境施策を総合的・計画的に推進するための新たな指針として、「第三次天童市環境基本計画」を策定するものです。



## 2 計画の役割と位置づけ

この計画は、天童市環境基本条例に掲げる基本理念の実現に向けて、同条例第7条の規定に基づき策定するものです。本市の環境関連計画では最上位に位置付けられます。

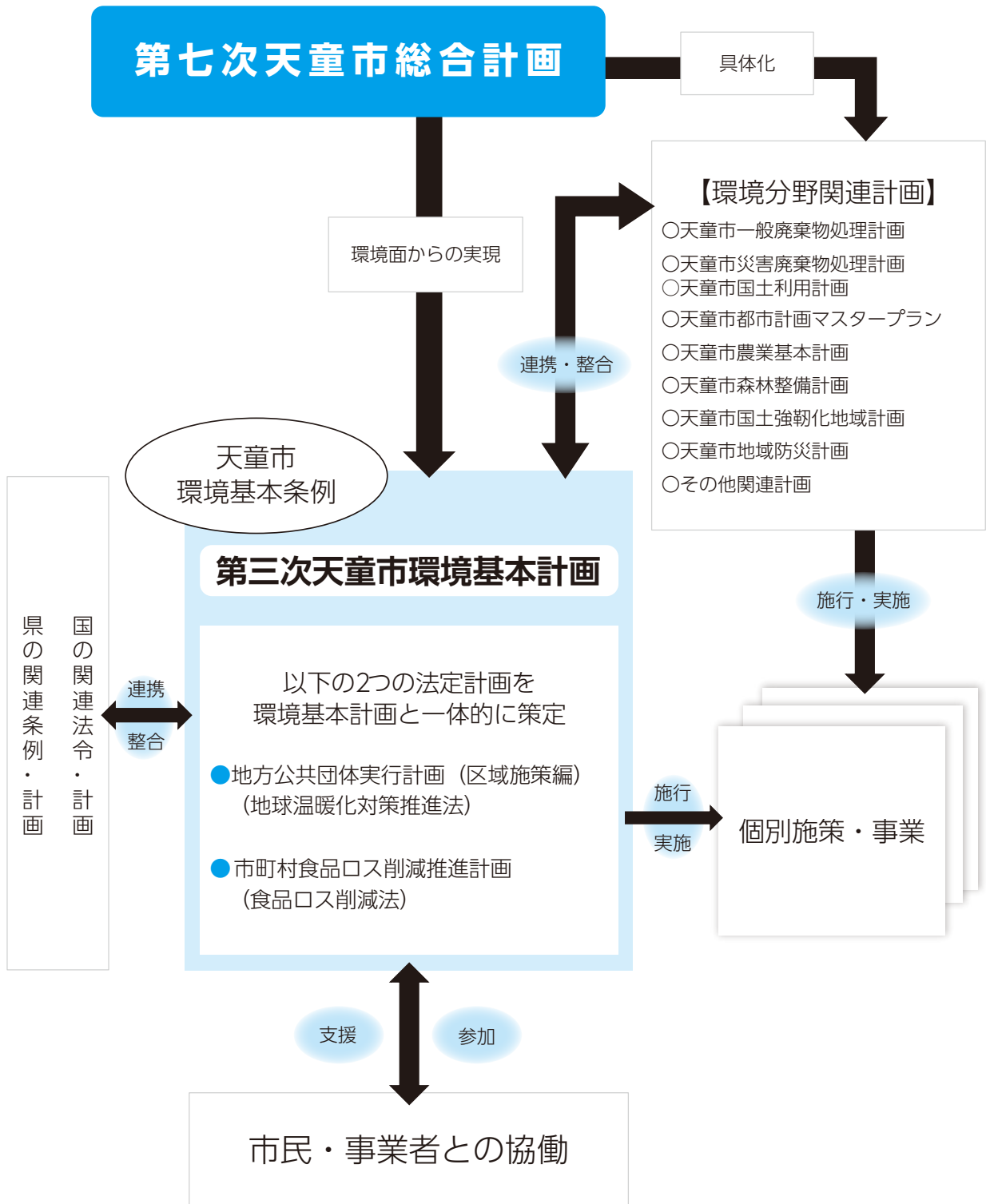
この計画では、長期的・総合的観点から国の法令や山形県の条例、市の各種計画と連携・整合を図ります。さらに、多方面にわたる施策や事業に対し横断的に機能し、市民、事業者との連携を第一義として環境の保全及び創造に取り組んでいくことにより、平成30年度（2018）に策定された「第七次天童市総合計画」を環境の視点から実現していく役割を担います。

なお、この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画」、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第13条に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」としても位置付けます。

### 天童市環境基本条例の基本理念

- (1) 環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、人類存続の基盤である社会環境が将来にわたって維持されるようにすること。
- (2) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適切に保全されるよう、大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるようにすること。
- (3) 生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて体系的に保全されるようにすること。
- (4) 地域の個性を生かした快適なまちづくりが促進されるよう、伝統文化、歴史遺産が保全され、及び活用され、並びに景観が保全されることにより、文化環境が良好に形成されるようにすること。
- (5) 地球環境保全を視野に入れ、資源及びエネルギーの消費が抑制され、及びこれらの循環的利用が図られることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が築かれるようにすること。

■天童市環境基本計画の位置付け



### 3 市民・事業者・行政の役割

この計画を効果的に推進するためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じて、相互に協力・連携しながら、環境に配慮した行動を実践していくことが求められます。

#### 市民の役割

市民は、日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を低減することが望まれます。さらに、市が実施する環境施策に対する協力をはじめ、地域における環境保全活動への参加が求められます。

#### 事業者の役割

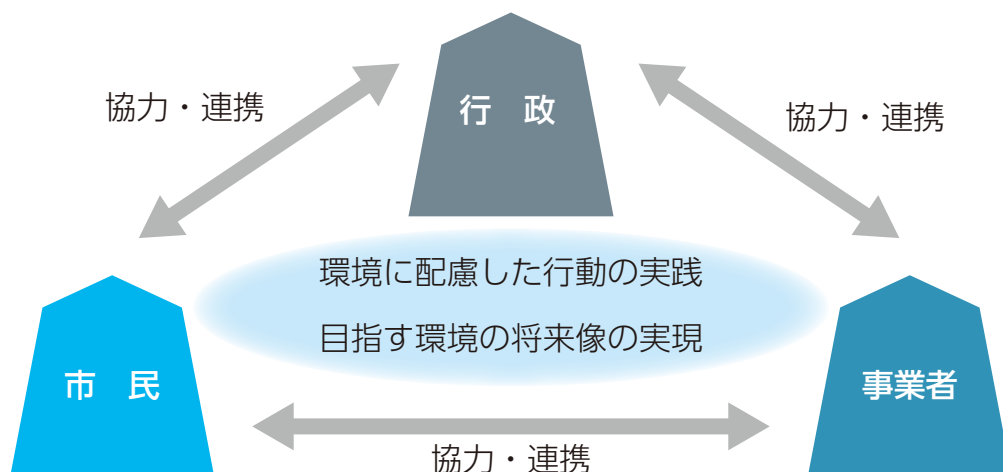
事業者は、事業活動が環境に与える影響について認識を深め、公害の防止や自然環境の適正な保全など、環境への負荷を低減するとともに、市が実施する環境施策に対する協力をはじめ、地域を構成する一員として、地域の環境保全活動への積極的な参加が求められます。

#### 行政の役割

本市は、郷土の環境の保全と創造を担う一員として、国、県、関係機関と協力し、この計画に掲げる環境施策を総合的・計画的に実施します。

行政もエネルギーや資源を消費する事業者であることから、自らの事務・事業に伴う環境への負荷を率先して減らすことに努めます。

また、市民、事業者が環境保全活動を自主的に推進できるよう、相互協力と連携体制の整備・支援に努めます。



## 4 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度（2022）から令和13年度（2031）までの10年間とし、期間の中間（令和8年度（2026））を目途として、計画内容の見直しを行います。

ただし、本市を取り巻く状況や社会経済情勢、関連計画の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

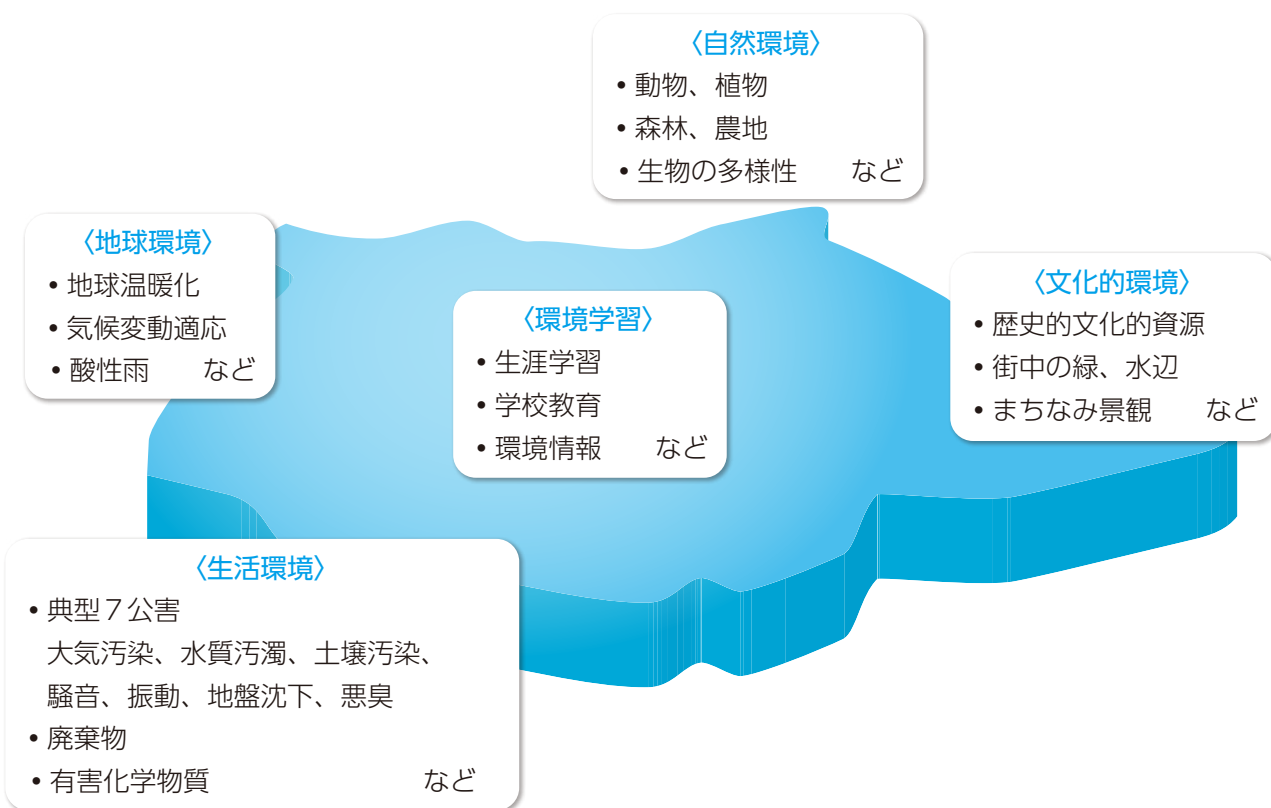
## 5 計画の対象

### ○対象地域

この計画の対象地域は、天童市全域とします。

### ○対象範囲

この計画で対象とする環境の範囲は、天童市環境基本条例の基本理念を踏まえ、次のとおりです。



## 6 計画の構成

この計画の全体構成は、次のとおりです。

### 第1章 計画の基本的事項

- 1：計画策定の背景と趣旨 2：計画の役割と位置付け 3：市民・事業者・行政の役割  
4：計画の期間 5：計画の対象 6：計画の構成  
7：カーボンニュートラルの動向について

▼ 計画の目的や位置付け、各主体の役割を整理します

### 第2章 天童市の概要

- 1：自然特性 2：社会特性 3：天童市の現状と課題

▼ 天童市の特性、現状と課題を示します

### 第3章 計画の将来像

- 1：天童市の環境の将来像 2：SDGsについて 3：基本目標と関連するSDGs

▼ 天童市が目指す将来像とその達成のための基本目標を示します

### 第4章 施策の展開

- 1：施策の体系 2：施策の内容 3：環境指標及び目標値一覧

【基本目標1】地球温暖化への対応

【基本目標2】循環型社会の実現

【基本目標3】豊かな自然環境の保全

【基本目標4】安全・安心な生活環境の確保

【基本目標5】環境行動を実践する人材育成

▼ 将来像の実現に向けた施策の方向性と、市民・事業者に取り組んでもらいたいこと、計画の成果を測るための評価指標を示します

### 第5章 進行管理

- 1：計画の推進体制 2：計画の進行管理

▼ 環境基本計画の進行管理を示します

## 7

# カーボンニュートラルの動向について（国・県・市）

### ▼2020年8月【県】吉村知事による「ゼロカーボンやまがた2050」宣言

○全国知事会「第1回ゼロカーボン社会構築プロジェクトチーム会議」において宣言

### ▼2020年10月【国】菅内閣総理大臣による2050年カーボンニュートラル宣言

○2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ（カーボンニュートラル）を目指す

### ▼2021年4月【国】2030年温室効果ガス排出目標を新たに設定

○2030年度46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦

### ▼2021年5月【国】地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の成立

○パリ協定や2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念を定立

○地域の再エネを活用した脱炭素化を促進するための計画・認定制度の創設

### ▼2021年6月【国】地域脱炭素ロードマップの決定

○2030年までに、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」を創出

○全国で重点対策を実施（自家消費型太陽光発電、省エネ住宅、ゼロカーボン・ドライブ等）

### ▼2021年10月【国】地球温暖化対策計画（改定）を閣議決定

○中期目標：2030年度に2013年度比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦

○長期目標：2050年度までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ（カーボンニュートラル）を目指す

### ▼2021年10月【国】政府実行計画閣議決定

○設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す

○代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

### ▼2022年2月【県】カーボンニュートラルやまがたアクションプランの策定

○2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、県民・事業者等が主体的に行うべき取組を策定

### ▼2020年2月【市】2050年「ゼロカーボンシティ」を宣言

○2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを表明

## 第2章

### 天童市の概要



# 1

## 自然特性

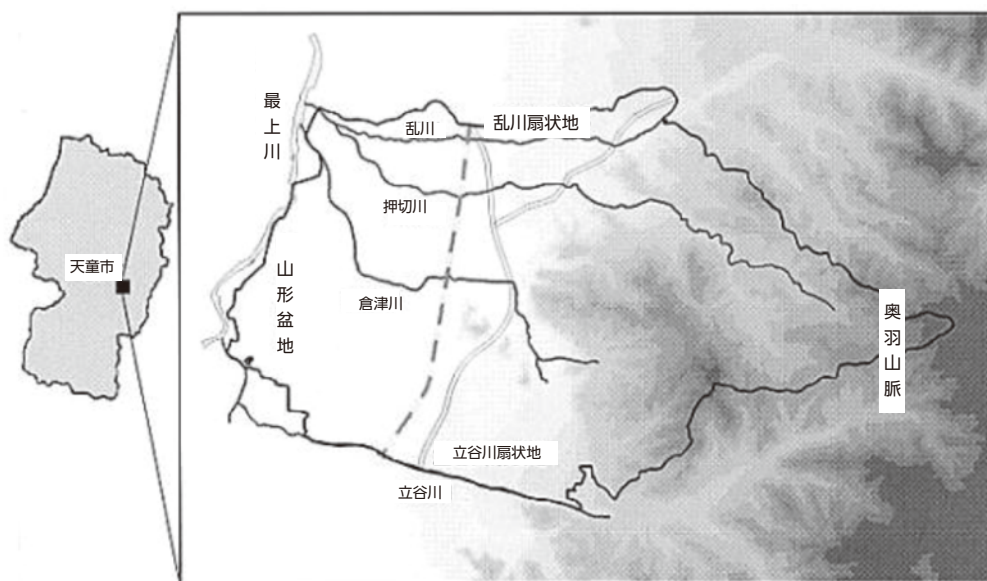
### (1) 位置と地勢

本市は、北緯38度21分、東経140度23分の地点を中心に、山形県の中央部東よりに位置しています。市の西部には山形盆地に属する平野が開けており、東部は奥羽山脈に含まれる山岳地帯となっています。

市域に沿って最上川が北に流れ、北部を乱川、中央部を倉津川、南部を立谷川が、それぞれ西に流れて最上川に合流しています。

水源を奥羽山脈に発する乱川と立谷川は、勾配が急なことから砂礫（注1）運搬量が多く、それぞれ乱川扇状地と立谷川扇状地を形成しています。この二つの扇状地の扇端部には湧水があり、古くから人々の生活と密接なかかわりを持ってきましたが、現在、湧水の数は減少しています。

#### ■天童市の地形



(注1) 砂礫：堆積物をつくる岩石の碎屑物のうち、砂や礫など比較的粒径の大きな物質を指す。山地河川・扇状地河川の堆積物は、大部分が砂礫からなる特色がある。



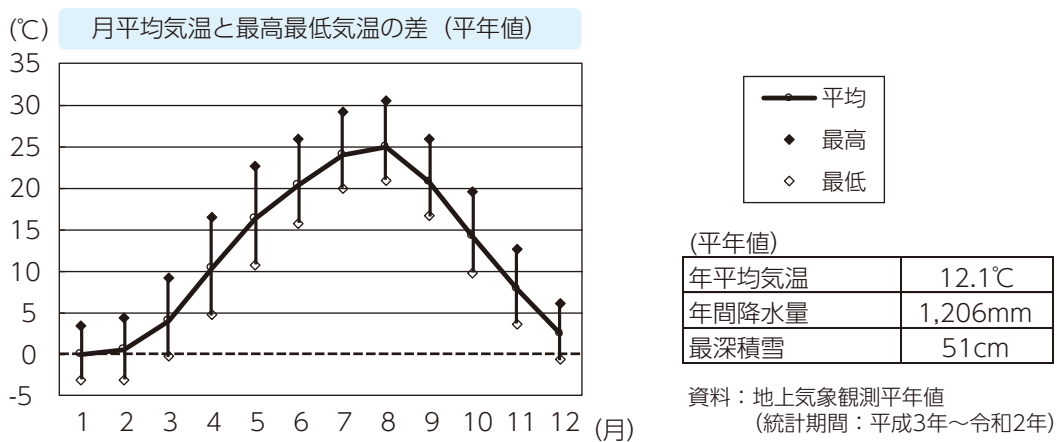
## (2) 気候

内陸性気候の特徴があり、夏・冬の気温差や昼夜の気温差が大きく、降雪量は県内において比較的少ない地域です。

山形地方气象台（山形市）の観測記録をみると、年平均気温の平年値（注2）（平成3年～令和2年）は12.1℃で、昭和46年～平成22年の平年値より0.4℃上昇しました。

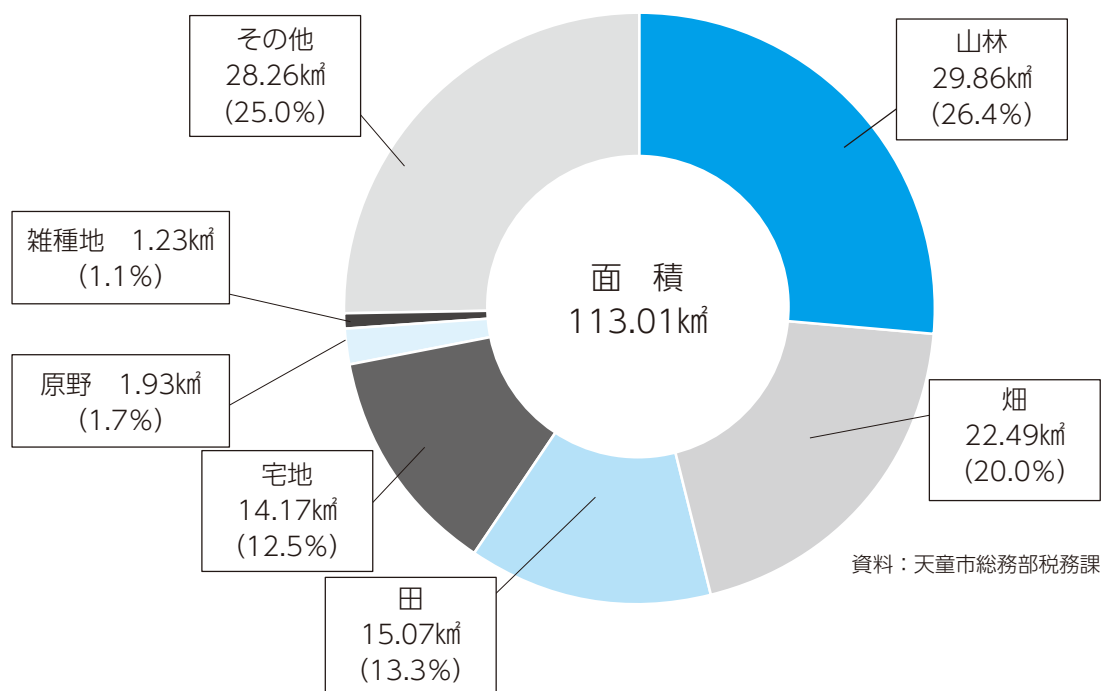
各月の最高気温と最低気温の差は、冬季を除き10℃ほどあり、5月の気温差が11.9℃に達するなど、果樹栽培に適した気候を裏付けています。また、年間降水量の平年値は1,206mmで、昭和46年～平成22年の平年値より43mm多くなっています。

### ■気象の状況（山形地方气象台）



(注2) 平年値：気象要素の正常な状態を示す尺度とされ、30年間の平均値をいう。

## (3) 面積（令和3年1月1日現在）



# 2

## 社会特性

### (1) 人口・世帯数

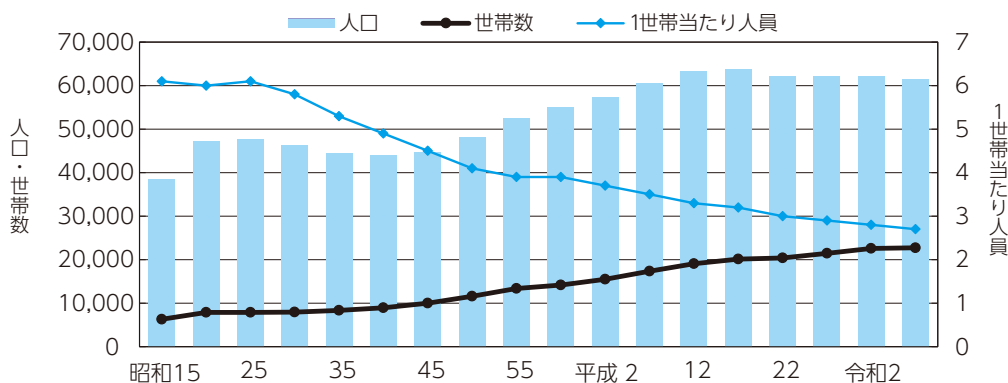
令和3年12月現在、天童市の総人口は61,496人、世帯数は22,731世帯となり、県内では5番目の人口規模となっています。

人口の推移を見てみると、昭和25年以降減少が続いていましたが、土地区画整理事業による新たな都市基盤整備の進展に比例するように、昭和40年を境に増加してきましたが、平成17年以降は減少に転じました。

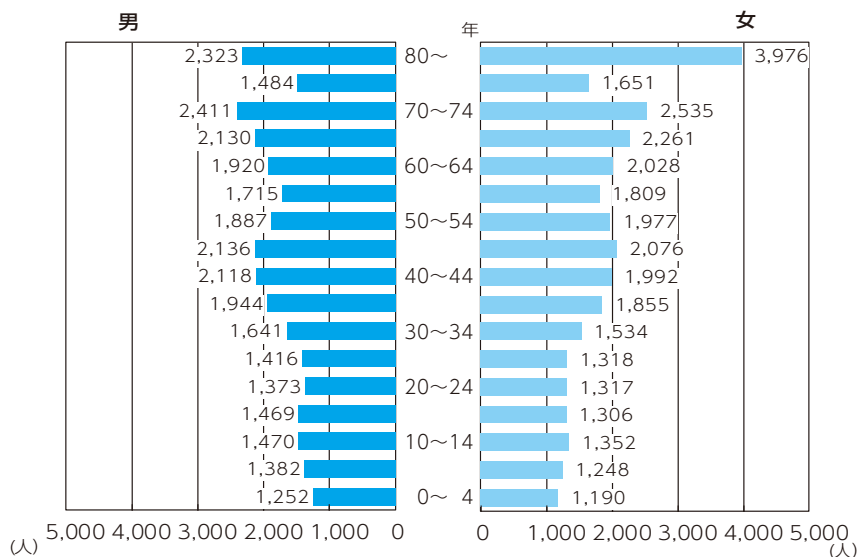
平成19年から新たな土地区画整理事業に着手するとともに、子育て支援対策など、人口減少を抑制するための取組を進め、現況では人口の維持が図られているといえます。

人口構成は、65歳以上の高齢者が占める割合が30.5%（令和3年12月）と前回計画策定時（平成23年8月）の24.1%を大きく上回る結果となっています。

#### ■人口・世帯数の推移と人口構成



#### ■人口構成 (令和3年12月現在)



## ■人口の増減（地区別）

地区	平成25年	令和3年	増減
天 童	25,377	25,469	92
成 生	4,952	4,591	△ 361
蔵 増	3,523	3,260	△ 263
寺 津	1,684	1,474	△ 210
津 山	3,921	3,678	△ 243
田麦野	199	139	△ 60
山 口	6,197	5,902	△ 295
高 揃	3,979	5,100	1,121
長 岡	7,332	7,134	△ 198
干 布	3,107	2,806	△ 301
荒 谷	2,118	1,943	△ 175
計	62,389	61,496	△ 893

## ■人口動態

	自然動態（人）			社会動態（人）			増減 （人）
	出生	死亡	自然増	転入	転出	社会増	
昭和40年度	618	365	253	1,618	1,761	△ 143	110
50年度	748	358	390	2,424	1,782	642	1,032
60年度	698	347	351	2,232	1,971	261	612
平成2年度	691	377	314	2,213	1,828	385	699
7年度	583	400	183	2,171	1,981	190	373
12年度	659	471	188	2,456	2,209	247	435
17年度	619	503	116	2,410	2,331	79	195
22年度	558	584	△ 26	1,748	2,007	△ 259	△ 285
27年度	512	702	△ 190	2,153	1,993	160	△ 30
30年度	502	678	△ 176	2,293	2,053	240	64
令和元年度	493	735	△ 242	2,174	1,926	248	6
2年度	447	746	△ 299	1,920	1,806	114	△ 185

(2) 産業

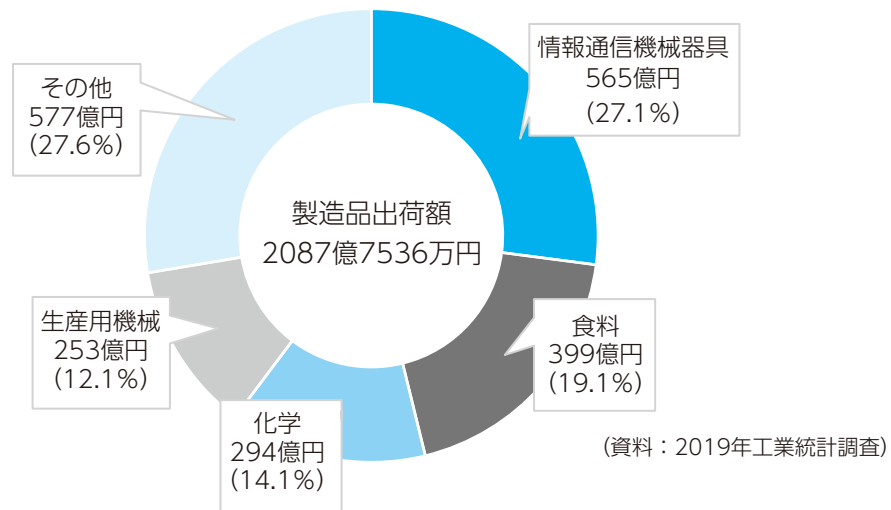
本市の就業者は、平成27年の国勢調査では31,877人で、産業別では第1次産業が10.5%、第2次産業が30.0%、第3次産業が59.5%となっています。

第1次産業では、西部の最上川流域における稲作、北部の乱川扇状地や東部の丘陵地などを利用した畑作や果樹栽培が盛んです。特に「ラ・フランス」は日本一の生産量を誇っています。

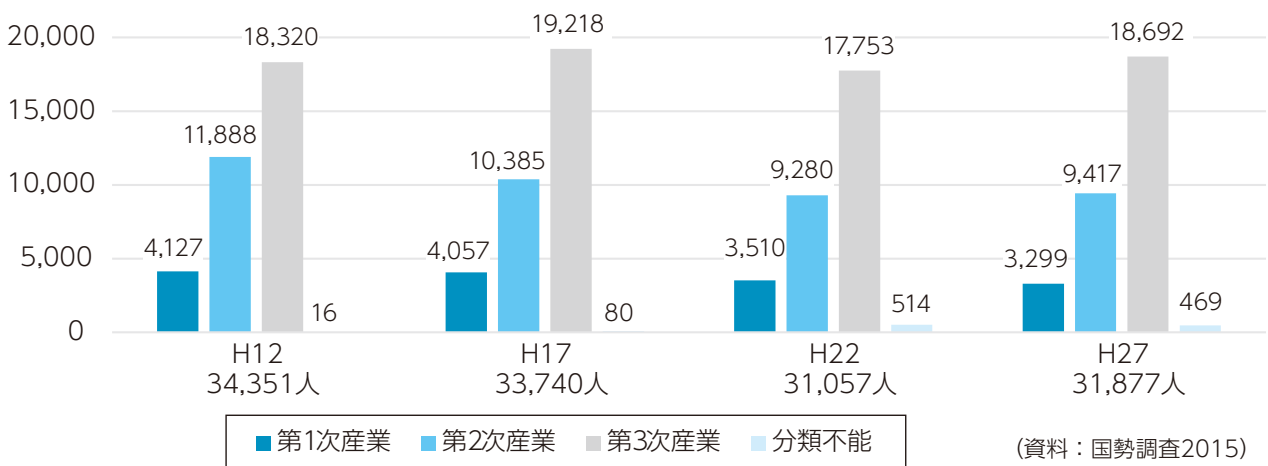
第2次産業は、昭和40年当時は食料品製造が主流でした。現在は、市域を国道13号・東北中央自動車道・JR奥羽本線（山形新幹線）が縦断し、山形空港も至近距離にあるなど交通の便に恵まれていること、工業団地整備により企業誘致したこと等により、各種工業の進出が促され、食料品製造以外の製造品出荷額が全体の8割を占めています。

第3次産業は、産業の高度化や多様化するサービス産業を背景に、産業全体に占める就業者数割合は最大となっています。

■製造品出荷額（平成30年）



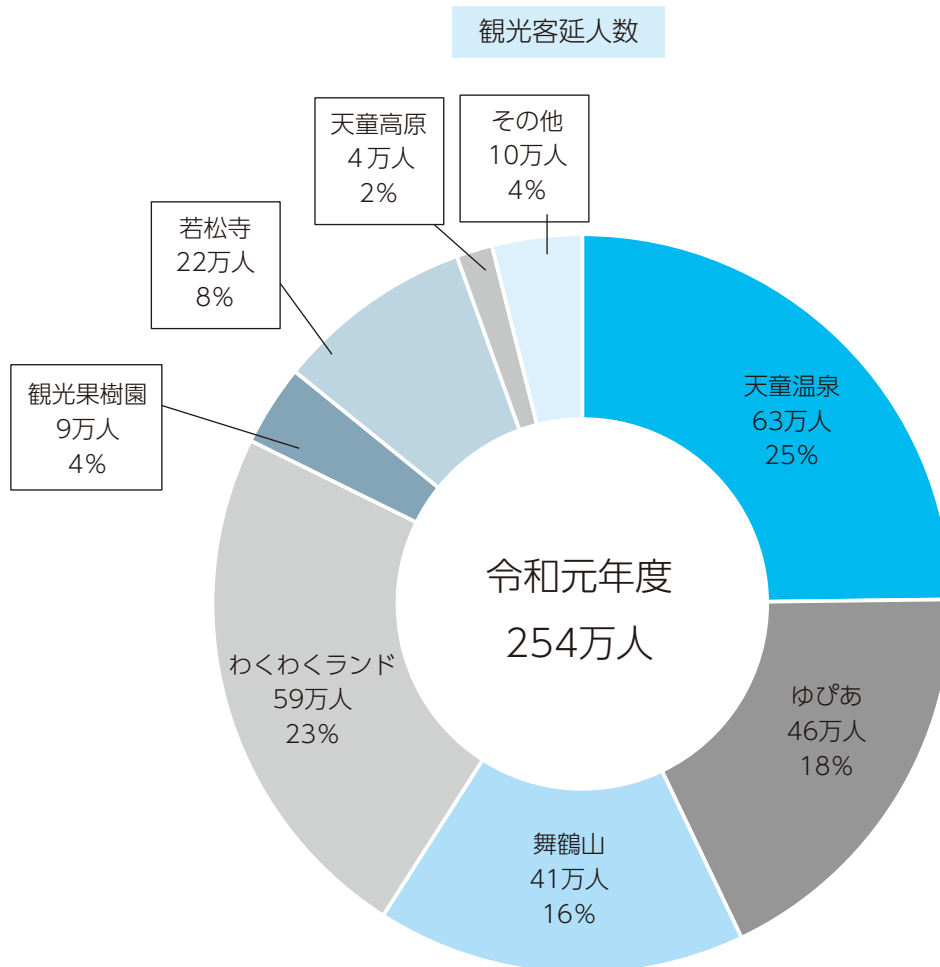
■産業分類別就業者数の推移



### (3) 観光

本市の観光は、「将棋の駒」、「天童温泉」、「果物」という三大観光資源に恵まれ、蔵王、山寺から出羽三山・最上川舟下りなどを結ぶ広域観光の中継基地として発展してきました。また、プロスポーツチームのモンテディオ山形やパスラボ山形ワイヴァンズの活躍による県内外からの来場者の増加が見込まれています。

#### ■観光の状況

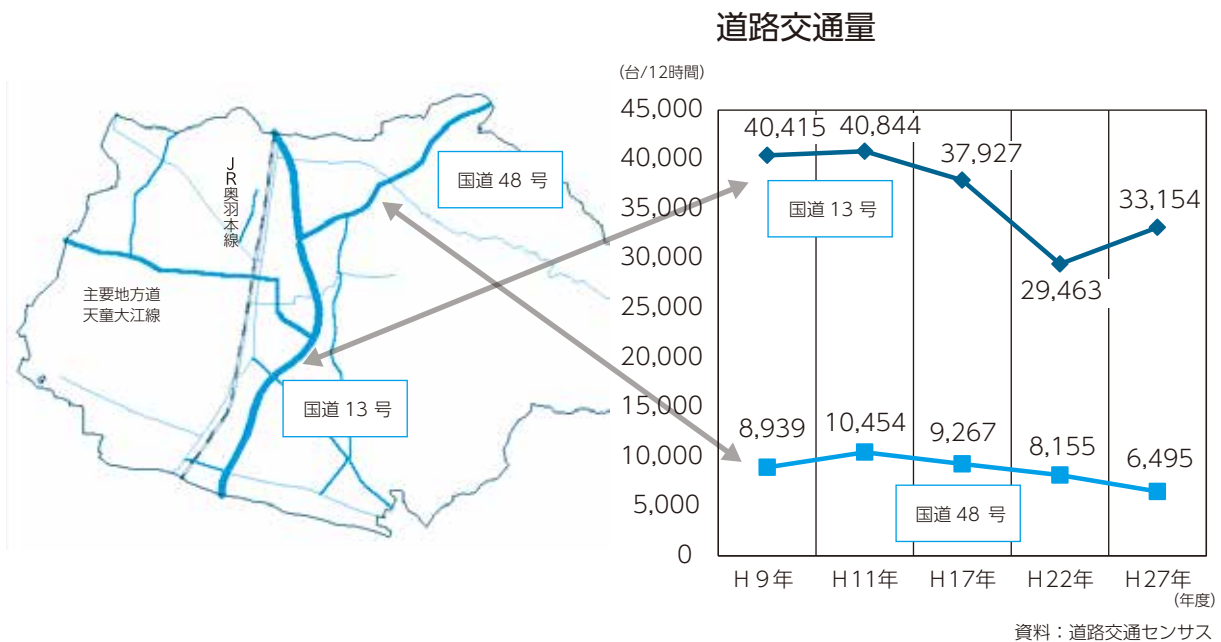


(4) 交通

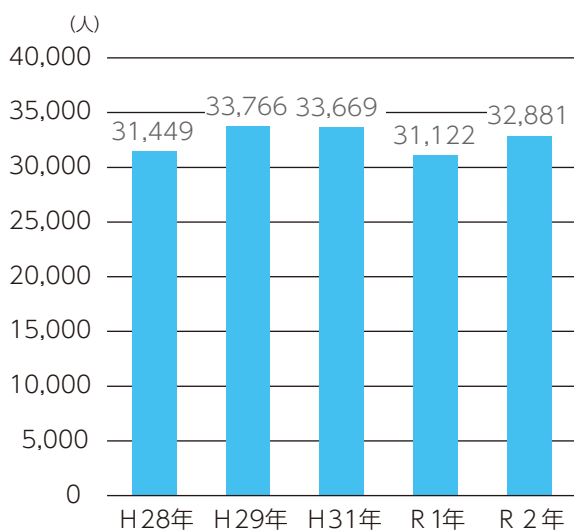
本市の主要な交通網として、市の中心部を国道13号線とJR奥羽本線・山形新幹線の路線が南北に縦断し、そこから国道48号線、主要地方道天童大江線（県道23号線）が東西方向に走っています。市内には東北中央自動車道の天童ICがあり、県内外への高速移動も可能になっています。

市内の移動手段として多く用いられるのは自家用車などであり、令和2年度の市内での自動車保有台数は55,599台になっています。また、自家用車で移動できない方の利便性向上のために、市営バスや予約制乗合タクシーの運行も行っています。

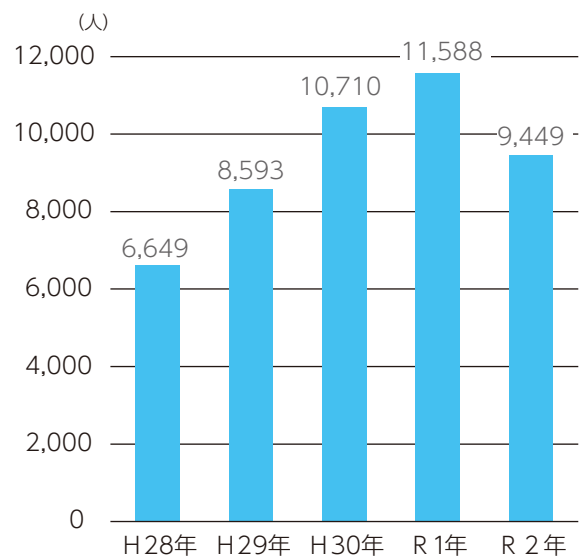
■交通の状況



市営バス利用者数



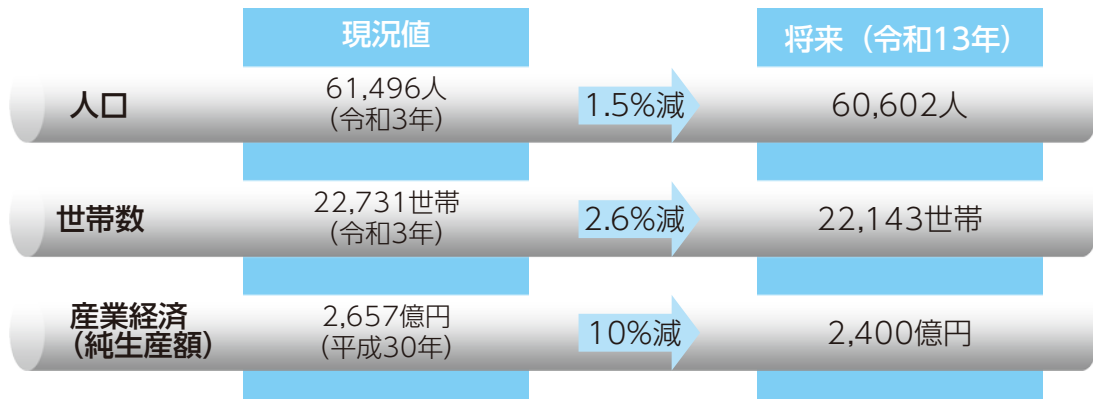
予約制乗合タクシー利用者数



### (5) 将来動向

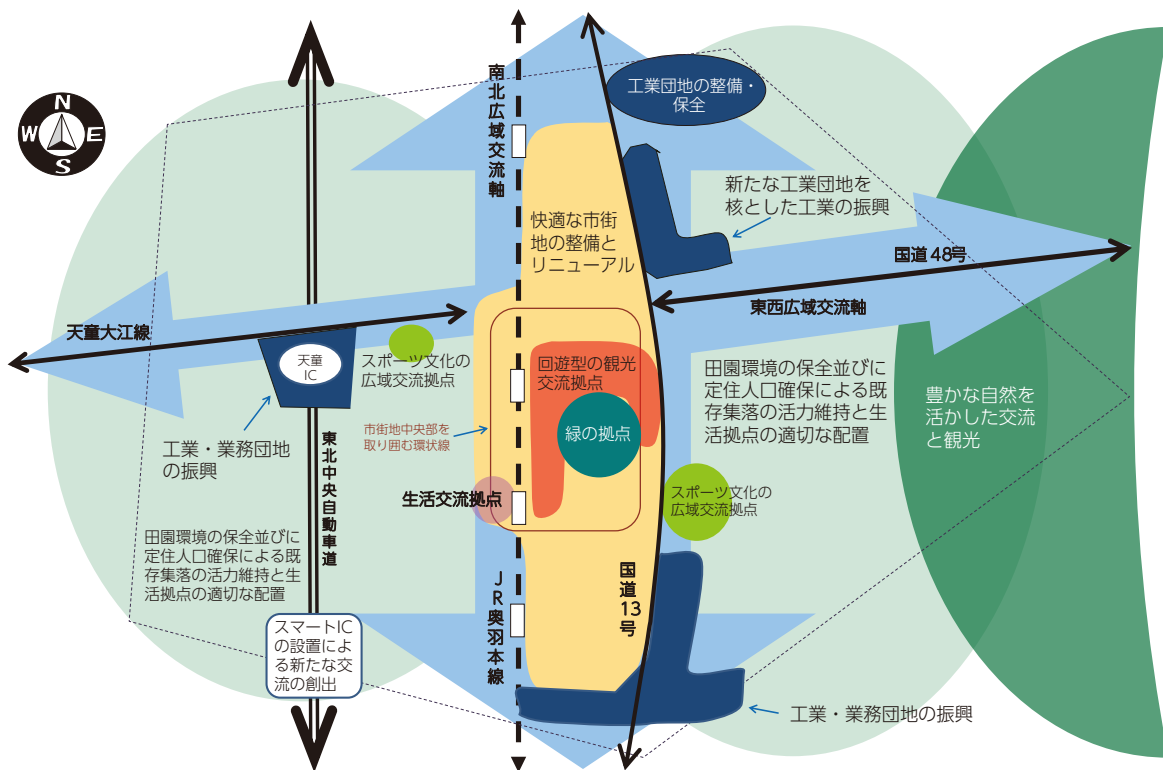
少子高齢化のさらなる進行により、人口が減少していくことが予測されます。市では「天童市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口ビジョンにおいて、目標となる推計人口を掲げています。推計人口を達成するため、移住施策の拡充や子育て支援等の施策を効果的に行い、人口減少を抑制していきます。

#### ■将来の見通し



資料：第七次天童市総合計画、第2期天童市まち・ひと・しごと創生総合戦略など

#### ■土地利用の基本的方向



天童市都市計画マスタープランにおける将来都市概念図

# 3

## 天童市の現状と課題

### 地球環境

#### 地域脱炭素の実現

国は、2050年カーボンニュートラル宣言を行い、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていくことを表明しました。この目標の実現に向けて、市民総ぐるみで温室効果ガス削減に取り組み、地域の活性化や、地域課題の解決に繋がるよう進める必要があります。

#### 再生可能エネルギーの普及拡大

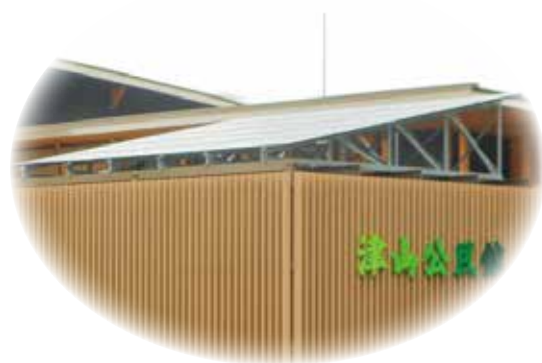
脱炭素社会の実現のためには、太陽光や風力、地熱、水力、バイオマスといった、自然由来で、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を排出せずに活用できる「再生可能エネルギー」の利用拡大が不可欠です。地域の豊富なエネルギーのポテンシャルを最大限に引き出し、導入を拡大していくような取組が重要となります。

#### SDGsとのつながり

持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指した、全世界の共通目標です。持続可能な社会を築くため、市民一人ひとりがSDGsとのつながりを考え、行動することが大切です。

#### 気候変動適応

地球温暖化が進み、今後、豪雨や猛暑のリスクがさらに高まることが予想されます。気候変動による影響に対応するため、緩和策（CO<sub>2</sub>削減）と、適応策（被害の回避・軽減）を両輪として推進することが必要となります。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 生活環境（廃棄物）

### 家庭ごみの減量化

ごみの総排出量（一般廃棄物）は減少傾向にありますが、特に、家庭から排出されるごみについて、より一層の減量化・資源化を推進する必要があります。家庭ごみの削減に向けて、市民総ぐるみで取り組むことが重要です。

### 食品ロスの削減

まだ食べられるのに廃棄されてしまう「食品ロス」が全国的に問題となっています。国の「食品ロス削減基本方針」に基づき、2030年度に食品ロス量を2000年度から半減させることを目指し、生産者・小売業者・消費者が連携して、取組を推進していく必要があります。

### プラスチック資源のリサイクル促進

「プラスチック資源循環促進」の施行（2022年4月1日予定）に伴い、プラスチック資源の分別収集の促進や、使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの削減に向けた取組が、自治体や事業者に求められます。持続可能な社会の実現を目指し、事業者との連携を図りながら、より一層、適正なリサイクルと使用量の削減を促進していく必要があります。

## 生活環境（公害など）

### 良好な大気や水環境の確保

良好な大気や豊かな水資源は、市民の生活環境や経済活動にうるおいを与えます。今後も、継続的にモニタリングや調査等を実施し、良好な状態を維持するとともに、健康でうるおいのある生活環境を保全していくことが大切です。

### 地域生活におけるマナーやモラルの向上

日常生活を営む中で発生する生活騒音や、ペットのフン尿、雑草の繁茂といった近隣住民同士のトラブルが増加しています。互いを思いやるマナーやモラルの向上に努め、市民・事業者・行政が協力し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを目指すことが必要です。

### 災害に強いまちづくり

近年、豪雨による河川の氾濫や、大規模な地震等による災害リスクの増大が懸念されています。本市においても、令和2年7月に記録的な大雨の影響で河川が増水し、甚大な浸水被害が発生しました。激甚化する災害へ備えるため、防災・減災体制の整備や再生可能エネルギー等を活用した災害対応力の強化を図り、安全で安心な生活環境の保全に努める必要があります。



## 自然環境

### 豊かな自然

本市は、「ジャガラモガラ」や「カクレトミヨ」など、希少な自然や生き物をはぐくむ、豊かで美しい環境に恵まれた都市です。しかし、これらの自然環境は、人間の活動や、外来種などによる影響を受けやすいため、適切に保全していく必要があります。豊かな自然を次の世代へ引き継ぐため、地域と連携しながら保全活動に取り組んで行くことが重要です。

### 森林と農地

森林や農地は、水資源かん養機能や二酸化炭素の吸収、食料の供給など、多様な役割を持っています。一方で、所有者の高齢化や後継者不足、病虫害の発生などにより、森林や農地の減少・荒廃が懸念されています。人間の生活にとって重要な機能を維持していくためにも、森林の適切な維持管理を行うとともに、農地の継続的な利用に向けた取組が重要です。

### 鳥獣被害

イノシシやニホンザルによる農作物被害や、街なかでのカラスによるフン被害など、野生鳥獣による被害が増加しています。地域や関係機関と連携し、被害を防止するための取組を行っていく必要があります。



## 文化的環境

### まちの景観保全

本市は、市街地と田園集落について、それぞれの特性を生かし、統一感のあるまち並みや、歴史と文化を生かしたまち並みの形成に取り組んできました。将来に豊かな環境を引き継ぐため、自然と調和した美しいまちづくりを目指し、市街地の緑化や美化活動などの取組が大切です。

### 歩いて楽しめるまちづくり

天童駅周辺や中心市街地では、空き家や、空き店舗の増加が懸念されています。にぎわいのあるまちづくりのため、周辺の景観や環境に配慮し、空き店舗の「リノベーション」を行うなど、市民や観光客が歩いて楽しめるような都市空間の形成が必要とされています。

### 貴重な文化財の保全

本市には、国指定重要文化財をはじめ、後世に残すべき文化財が多数あります。これらの文化財を適切に保存・保護し、観光などの地域活性化へ繋げていく必要があります。

## 環境学習

### 適切な環境情報の発信

様々な情報ツールが発達する中、市民一人ひとりが、より環境問題に対する関心や正しい知識を持ち、理解を深めることが大切です。環境情報に触れる機会を増やし、分かりやすい情報発信を行うことが求められています。

### 子供たちへの環境教育の推進

現在、学校教育の場ではSDGsやESD（持続可能な社会の創り手を育む教育）を踏まえた取組が行われており、子どもたちの環境に対する意識や関心は高くなっています。子どもたちとともに、地域や家庭で学び・行動することにより、環境に対する関心の輪が大人にも広がり、多くの市民へ相乗効果をもたらすことが期待されます。

### 環境学習の充実

市立公民館を拠点として活動している「地域づくり委員会」では、地域ごとに特色のある環境保全活動に取り組んでいます。また、市が主催する環境学習事業として、「親子環境教室」や「エコクッキング」などを開催していますが、より多くの市民の参加を図るため、ライフステージ（多様な世代や、人生の各段階）に適した環境学習の場を提供することが必要となります。

### 環境にやさしい行動への転換

持続可能な社会の実現に向けて、市民一人ひとりが環境をより良くするためにできることを考え、実践していくことが大切です。市民・事業者・行政など、多様な主体同士が協力し合いながら、環境に負荷をかけないライフスタイル（生活様式）に心がけるとともに、環境にやさしい事業活動への転換を推進していくことが重要です。





## 第3章

### 計画の将来像



# 1

## 天童市の環境の将来像

「第七次天童市総合計画」では、理想とする将来の都市像を、「笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市 ～ともに明日をひらく てんどう～」としています。

本計画は、将来にわたり持続可能な社会の実現を目指し、循環型社会のより一層の進展と、2050年カーボンニュートラルに向けた環境施策を推進し、総合計画の理念を環境面から実現していく役割を担っています。

そこで、本市の豊かな環境を次の世代へ受け継いでいくため、環境の将来像を

**未来につなぐ 豊かな環境をはぐくむまち**  
～持続可能な社会の実現に向けて～

と設定します。

すべての市民、事業者及び行政が公平な役割分担のもと、互いに協力・連携し合うことで、「未来につなぐ 豊かな環境をはぐくむまち」を実現し、将来にわたって健康で快適に暮らせる豊かな環境を継承していきます。

「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、果敢に挑戦していきます。



## 2 SDGsについて

SDGsとは、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals) のことです。国連サミットにおいて、2015年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国際社会が直面している、貧困や紛争、気候変動による自然災害などの課題を統合的に解決することを目指し、持続可能な世界を実現するための全世界の共通目標「SDGs」が掲げられました。

### SDGsの特徴

- すべての人のための目標達成を目指し、取組の過程で「誰一人として取り残さない」。
- 環境・経済・社会の持続可能な開発の3つの側面の調和を目指す。

### SDGsの目標（ゴール）とターゲット

- 2016年から2030年までの15年間で達成を目指す「17のゴール」と「169のターゲット」。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 持続可能な開発のキーワード「5つのP」

- 人間「People」      ゴール1～ゴール6が該当。
- 繁栄「Prosperity」      ゴール7～ゴール11が該当。
- 地球「Planet」      ゴール12～ゴール15が該当。
- 平和「Peace」      ゴール16が該当。
- 連帯「Partnership」      ゴール17が該当。

持続可能な天童市を実現するため、行政・市民・事業者が、SDGsについて理解を深め、地域課題の解決や脱炭素社会の実現を目指し、パートナーシップ（協力関係）を持って出来ることから取り組んでいくことが重要です。



出典：国際連合広報センター

## 3 基本目標と関連するSDGs

### 基本目標 1 地球温暖化への対応

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、SDGsの理念を取り入れながら、市民総ぐるみで省エネに取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を促進します。

ゼロカーボンシティ宣言を行い、市民・事業者・行政の連携により、地域資源を最大限に活用して脱炭素化に取り組み、地域の活性化と地域課題の解決を目指します。

気候変動によるリスクを最小限にするため、気候変動の緩和策（CO<sub>2</sub>削減）と、適応策（被害の回避・軽減）を両軸とし、関係機関と連携しながら対応します。

#### 【てん10アクション】

- ① クリーンなエネルギーを使おう
- ② 省エネに取り組もう
- ③ 気候の変化に適応しよう



### 基本目標 2 循環型社会の実現

市民・事業者・行政が適切な役割分担のもと、3R活動（リデュース・リユース・リサイクル）に積極的に取り組みます。

ライフサイクル（生産から廃棄まで）における環境負荷を減らすため、環境にやさしい資源循環型システムの構築を目指します。

食品ロスの発生抑制のため、市民・事業者・行政が一体となって取組を促進します。

ごみの減量化に向けて、一人ひとりが適切に分別を行い、地域のごみ出しルールを遵守するよう進めます。

地域の環境に大きな影響を及ぼす不法投棄の防止に努めます。

#### 【てん10アクション】

- ④ ごみを減らそう
- ⑤ ごみの分別に取り組もう





### 基本目標 3 豊かな自然環境の保全

希少な動植物や自然環境を守り、次の世代へ引き継ぐため、生物多様性について市民の理解を深めるとともに、地域と連携した環境保全活動の推進を図ります。

適切な森林の維持管理を進め、水資源のかん養や二酸化炭素の吸収など、森林が持つ様々な機能の保全に努めます。

農地は食料供給の機能や、一時的に雨水を貯留する機能など、多面的な役割を持っています。新規就農者への支援や、農業の担い手への農地の集積・集約化を進め、継続的な農地利用の促進を図ります。

野生鳥獣のフン害や農作物被害を防止するため、地域や事業者・関係機関と連携しながら、より効果的な取組を推進します。

#### 【てん10アクション】

##### ⑥ 自然環境について考えよう



### 基本目標 4 安全・安心な生活環境の確保

良好な大気や水環境を維持し、健康でうらおいのある生活環境を目指します。地下水や雨水の適正管理に努め、貴重な水資源の確保を図ります。

快適で安心して暮らせるまちづくりのため、家庭生活や事業活動に起因した公害の発生防止に努め、市民のマナーやモラルの向上に取り組めます。

市民・事業者・行政の協働により、まちの美観を保全するとともに、歴史や自然と調和したまちづくりを目指します。

集中豪雨などの激甚化する災害に備えるため、非常時にも対応できる再生可能エネルギーを活用した設備の導入促進や、避難支援体制の強化など、安全・安心の確保を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

#### 【てん10アクション】

##### ⑦ 地域の環境を良くしよう

##### ⑧ 安全・安心なまちにしよう



## 基本目標 5 環境行動を実践する人材育成

幅広い世代に分かりやすい情報の発信に努め、環境問題への認知度や理解度を高めるとともに、市民が環境に関する情報を知る機会を創出します。

これからの未来を担う子どもたちへの環境教育を推進し、環境にやさしい行動を実践できる若い人材の育成に取り組みます。

身近な環境に興味関心を持ち、自ら学び、環境保全に取り組んでいく意識を育むため、子どもから大人まで多様な世代が参加できる環境学習の充実を図ります。

これらの取組みの基盤となるよう、市民・事業者・行政など、多様な主体同士のパートナーシップの構築を推進し、環境に配慮した行動を実践する人づくりを目指します。

### 【てん10アクション】

- ⑨ 環境について考えよう
- ⑩ 環境にやさしい行動をしよう



# 第4章

## 施策の展開



1

施策の体系

将来像(章)	基本目標(節)	てん10アクション
未来につなぐ 豊かな環境をはぐくむまち 持続可能な社会の実現に向けて	<b>1 地球温暖化への対応</b> ◆SDGs 2 飢餓をゼロに 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう	① クリーンなエネルギーを使おう (p34)  ② 省エネに取り組もう (p37)  ③ 気候の変化に適応しよう (p39)
	<b>2 循環型社会の実現</b> ◆SDGs 1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 14 海の豊かさを守ろう	④ ごみを減らそう (p46)  ⑤ ごみの分別に取り組もう (p50)
	<b>3 豊かな自然環境の保全</b> ◆SDGs 2 飢餓をゼロに 4 質の高い教育をみんなに 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 15 陸の豊かさを守ろう	⑥ 自然環境について考えよう (p52)
	<b>4 安全・安心な生活環境の確保</b> ◆SDGs 3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう 16 平和と公正をすべての人に	⑦ 地域の環境を良くしよう (p58)  ⑧ 安全・安心なまちにしよう (p60)
	<b>5 環境行動を実践する人材育成</b> ◆SDGs 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 17 パートナーシップで目標を達成しよう	⑨ 環境について考えよう (p63)  ⑩ 環境にやさしい行動をしよう (p65)

5基本目標

10アクション

本計画では、基本目標、市民総ぐるみで取り組む10のアクション、行動方針を次のように体系づけ、本市の目指す環境の将来像の実現に向けて、計画を推進します。

※<sup>てん</sup>10アクション：持続可能な社会の実現に向けて、天童市民総ぐるみで取り組む10個のアクションのこと。  
→p67ミニコラム

▲：特に重要な施策（19施策）

行動方針	施策の方向性（市の取組）
1 CO <sub>2</sub> 排出ゼロを目指そう	▲ カーボンニュートラルの実現 ▲ 地域脱炭素の推進
2 再生可能エネルギーを知ろう	▲ 再生可能エネルギーの普及・啓発
3 再生可能エネルギーを使おう	▲ 再生可能エネルギーの導入・利用拡大 ○ 分散型エネルギーの利用促進
1 節電・節水しよう	▲ エネルギーの効率的な利用
2 エコカーを選ぼう	▲ 次世代自動車の普及促進
1 気候の変化を注視しよう	○ 気象や動植物等のモニタリング
2 気候の変化に適応した生活をしよう	○ 適応策の推進
1 家庭でのごみを減らそう	▲ 家庭での発生抑制
2 事業所でのごみを減らそう	▲ 事業所での発生抑制
3 食品ロスをなくそう	▲ 食品ロス削減と普及啓発
4 プラスチックをリサイクルしよう	○ プラスチックごみ削減・リサイクルの推進
1 不法投棄をなくそう	○ 不法投棄防止対策の強化 ○ 災害廃棄物の処理体制の構築
2 「3R推進アプリ」を使ってみよう	▲ 適切な回収とリサイクルの推進 ○ 廃棄物の適正処理の推進
1 生態系を守ろう	▲ 生物多様性への理解 ○ 希少な動植物や自然環境の保全 ○ 外来種への対応
2 健全な森林と農地へ	○ 森林の保全や育成の推進 ○ 地域木材の利用促進 ○ 農地利用の促進
3 野生鳥獣被害を減らそう	○ 市街地での取組 ○ 農地周辺での取組
1 マナーを守ろう	▲ 地域生活におけるマナーやモラルの啓発 ○ 空き家や空き地の適正管理
2 ペットを正しく飼おう	▲ ペットの適正飼養
3 歴史やまちの景観を大切にしよう	○ 清潔で美しい景観の形成
1 生活環境を守ろう	▲ 周辺環境に配慮した家庭生活・事業活動の推進 ○ 雨水や地下水の適切な管理
2 災害に備えよう	○ 防災・減災体制の強化 ○ 災害対応力の強化
3 感染症対策をしよう	○ 感染症に対する予防と対策
1 環境問題に関心を持とう	▲ 環境情報の積極的な発信
2 環境のためにできることを考えよう	▲ 環境に配慮したライフスタイルの普及啓発
1 環境の大切さを子どもたちに伝えよう	▲ 子どもたちへの環境教育の充実
2 環境について学ぼう	▲ 多様な世代が参加できる環境学習の推進 ○ 環境保全活動を担う人材の育成
3 協力して活動しよう	▲ 多様な主体の協働による活動の促進 ○ 環境保全活動への支援

27行動方針

41施策

# てん10アクション (イメージ図)

天童市の将来像

**未来につなぐ 豊かな環境をはぐくむまち**  
～持続可能な社会の実現に向けて～

## てん10アクションによる実現

市民総ぐるみで10のアクションに取り組みましょう

基本目標 1  
地球温暖化への対応

基本目標 2  
循環型社会の実現

アクション1  
クリーンなエネルギーを使う

アクション2  
省エネに取り組もう

アクション3  
気候の変化に適応しよう

アクション4  
ごみを減らそう

アクション5  
ごみの分別に取り組もう



基本目標 3  
豊かな自然環境の保全

基本目標 4  
安全・安心な生活環境の確保

アクション6  
自然環境について考えよう

アクション7  
地域の環境を良くしよう

アクション8  
安全・安心なまちにしよう



基本目標 5  
環境行動を実践する人材育成

アクション9  
環境について考えよう

アクション10  
環境にやさしい行動をしよう



計画期間：2022 (R4) ～2031 (R13)

## 2

## 施策の内容

**【基本目標 1】 地球温暖化への対応**

- アクション①：クリーンなエネルギーを使おう
- アクション②：省エネに取り組もう
- アクション③：気候の変化に適応しよう

**【基本目標 2】 循環型社会の実現**

- アクション④：ごみを減らそう
- アクション⑤：ごみの分別に取り組もう

**【基本目標 3】 豊かな自然環境の保全**

- アクション⑥：自然環境について考えよう

**【基本目標 4】 安全・安心な生活環境の確保**

- アクション⑦：地域の環境を良くしよう
- アクション⑧：安全・安心なまちにしよう

**【基本目標 5】 環境行動を実践する人材育成**

- アクション⑨：環境について考えよう
- アクション⑩：環境にやさしい行動をしよう



## 【基本目標 1】 地球温暖化への対応

### 【てん10アクション①】 クリーンなエネルギーを使おう

#### 【SDGs】



#### 【行動方針】

- 1 CO<sub>2</sub>排出ゼロを目指そう
- 2 再生可能エネルギーを知ろう
- 3 再生可能エネルギーを使おう

#### 【施策の方向性】 ▲：特に重要な施策

### 1 CO<sub>2</sub>排出ゼロを目指そう

#### ▲カーボンニュートラルの実現

- (1) 2050年カーボンニュートラル（注1）を目指します。
- (2) 2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを中期目標とし、さらに50%の高みに向けて挑戦します。

#### ▲地域脱炭素の推進

- (1) 地域脱炭素（注2）の実現に向けて、再生可能エネルギー（注3）設備の導入や、エネルギーの効率的な活用、省エネルギーへの取組を推進します。
- (2) 区域を定めて再生可能エネルギーを活用した事業を実施するなど、地域における脱炭素化を促進します。
- (3) 地域間の公共交通ネットワークを効率的に連携させ、コンパクトで低炭素なまちづくりを進めます。
- (4) 森林の適正な維持・保全を図り、森林吸収源（CO<sub>2</sub>の吸収・固定）の確保に取り組めます。
- (5) 新たな技術の開発と活用を促進します。
- (6) カーボンニュートラルに取り組む企業を積極的に誘致し、地域経済の活性化を目指します。
- (7) 雇用や産業の創出、まちづくりの推進など、地域の課題解決に繋がるよう進めます。

### 2 再生可能エネルギーを知ろう

#### ▲再生可能エネルギーの普及・啓発

- (1) 太陽光・風力・地熱・水力・バイオマス（注4）などの再生可能エネルギーについて、市民の理解を深めます。



- (2) 再生可能エネルギー導入の必要性について、市民に啓発します。
- (3) 再生可能エネルギー由来の電力購入を促進します。

### 3 再生可能エネルギーを使おう

#### ■再生可能エネルギーの導入・利用拡大

- (1) 再生可能エネルギーの導入・利用を拡大し、温室効果ガス排出量の削減を図ります。
- (2) 再生可能エネルギー設備の導入を支援します。
- (3) 再生可能エネルギーを活用した大規模な発電設備や、熱利用設備の導入を目指します。
- (4) 新設及び既存の公共施設に対し、太陽光や蓄電池設備等を計画的に導入します。
- (5) 再生可能エネルギーの利用により生じる熱エネルギーを効率的に活用します。
- (6) 地域住民と適切に合意形成を図り、自然景観や歴史・文化に配慮しながら、再生可能エネルギー事業に取り組むよう事業者に促します。

#### ○分散型エネルギーの利用促進

- (1) エネルギーの分散化を進め、非常時における多様な電力供給源の確保を進めます。
- (2) 地域の特性に応じたエネルギーの活用を促進するとともに、電力の地産地消を目指します。
- (3) 地中熱や温泉熱、バイオマス熱など、熱利活用の可能性について検討します。

#### 【各主体へ期待する取組】

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に配慮した行動をしよう。</li> <li>・再生可能エネルギーについて考えてみよう。</li> <li>・太陽光パネルや蓄電池を使ってみよう。</li> <li>・ペレットストーブや薪ストーブを使ってみよう。</li> <li>・省エネを心がけよう。</li> <li>・エコハウス（ZEH（注5）など）に住もう。</li> <li>・公共交通を利用しよう。</li> <li>・自転車や徒歩で通勤・通学してみよう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーを使ってみよう。</li> <li>・環境にやさしい建物（ZEB（注6）など）にしよう。</li> <li>・再生可能エネルギー由来の電力を購入しよう。</li> <li>・エコカー（注7）を導入しよう。</li> <li>・新たな技術（カーボンリサイクル（注8）など）を活用しよう。</li> <li>・ゼロカーボンの取組を通じて、地域に貢献しよう。</li> </ul>

（注1）カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林による吸収量等の除去量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

（注2）地域脱炭素：脱炭素を成長の機会と捉え、地域共生型の再エネ導入などにより、地域の活性化と脱炭素をともに実現すること。

（注3）再生可能エネルギー：太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマスなど、温室効果ガスを排出せず、低炭素な国産エネルギー源。

（注4）バイオマス：動植物から生まれた生物資源の総称。

（注5）ZEH：Net Zero Energy Houseの略。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システム

の導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

(注6) ZEB: Net Zero Energy Buildingの略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指した建物。

(注7) エコカー: Ecology Carの略。二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)や窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)などの排出量が少なく、燃費もよい自動車。環境対応車ともいう。

(注8) カーボンリサイクル: 経済産業省が推進するCO<sub>2</sub>(二酸化炭素)を炭素資源と捉えて再利用すること。

### ミニコラム 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を削減しよう

#### ● 天童市民1人あたりの年間CO<sub>2</sub>排出量

約9.82t-CO<sub>2</sub>/人

全国9.06t-CO<sub>2</sub>/人

山形県7.68t-CO<sub>2</sub>/人

比較すると、**天童市民のCO<sub>2</sub>排出量は多い**ことが分かります



#### ● 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)削減への省エネ行動 (年間削減量)

##### 1) 6kWの太陽光発電システムを導入

CO<sub>2</sub>削減量 約3.8トン

(1kWあたりの年間削減量 630kg)



##### 2) エコハウス(ZEHなど)に住む

CO<sub>2</sub>削減量 約2.2トン

エコハウス…オール電化住宅やパッシブ型住宅(高断熱・高气密設計)など



##### 3) ガソリン車を電気自動車に変える

CO<sub>2</sub>削減量 約0.53トン

(充電を再生エネルギーで行った場合)



##### 4) 省エネ家電に変える

CO<sub>2</sub>削減量 約0.25トン

(電気冷蔵庫の場合)



出典: 環境省資料、家庭の省エネ徹底ガイド、国内52都市における脱炭素型ライフスタイルの選択肢

## 【基本目標 1】地球温暖化への対応

## 【てん10アクション②】省エネに取り組もう

## 【SDGs】



## 【行動方針】

- 1 節電・節水しよう
- 2 エコカーを選ぼう

## 【施策の方向性】 🏠：特に重要な施策

## 1 節電・節水しよう

## 🏠 エネルギーの効率的な利用

- (1) エアコンや冷蔵庫、照明器具などの電気製品について、消費電力の少ない使い方を周知するとともに、省エネルギー製品への買い替えを促します。
- (2) 公共施設について、省エネルギー行動の徹底を図ります。
- (3) 新設及び既存の公共施設について、建物の省エネルギー化を促進するとともに、再生可能エネルギー設備の計画的な導入を進めます。
- (4) 削減された温室効果ガスやエネルギーを「見える化」するなど、取組の効果を分かりやすく情報提供します。
- (5) 省エネルギー効果の高い設備の導入を促進します。
- (6) 断熱性能や省エネルギー効果の高い建物の建築を促進します。
- (7) 熱エネルギーを施設間で融通するなど、エネルギーの効率的な利用を目指します。
- (8) 工場廃熱や下水熱、雪氷熱など、未利用エネルギー（注1）の活用を図ります。
- (9) 貴重な水資源を大切に使用するとともに、節水が節電につながることについて啓発します。

## 2 エコカーを選ぼう

## 🏠 次世代自動車の普及促進

- (1) 次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車など）の導入を促進し、走行時における温室効果ガス排出量の削減を目指します。
- (2) 公共施設において、計画的に次世代自動車の導入を進めます。
- (3) 充電設備や供給設備の充実を図ります。
- (4) 災害時の動く非常用電源として、次世代自動車に搭載された蓄電池の活用を図ります。

- (5) 建物への給電が可能な充放電設備（V2H（注2））との併用により、災害時における対応力を強化します。

**【各主体へ期待する取組】**

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGsについて考えてみよう。</li> <li>・一人ひとりが、環境に配慮した行動を実践しよう。</li> <li>・節電に取り組もう。</li> <li>・消費電力の少ない家電に買い替えてみよう。</li> <li>・ライフスタイルを見直してみよう。</li> <li>・エコドライブを心がけよう。</li> <li>・次世代自動車の利用について考えてみよう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステム（注3）の導入に取り組んでみよう。</li> <li>・省エネ最適化診断（注4）を活用してみよう。</li> <li>・節電に取り組もう。</li> <li>・維持管理の効率化を目指そう。</li> <li>・省エネルギー効果の高い設備の導入を検討してみよう。</li> <li>・次世代自動車の導入を検討してみよう。</li> </ul>

- （注1）未利用エネルギー：工場廃熱、地下鉄や地下街の冷暖房廃熱、外気温との温度差がある河川や下水、雪氷熱など、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称。
- （注2）V2H：Vehicle to Homeの略。電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV・PHEV）への充電、並びにEV・PHVから住宅への放電（給電）ができる装置。
- （注3）環境マネジメントシステム：組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための仕組み。国際規格の「ISO14001」や、環境省が策定した「エコアクション21」などがある。
- （注4）省エネ最適化診断：一般財団法人省エネルギーセンターが提供する「省エネ診断」と「再エネ提案」により、エネルギー利用を最適化するサービス。資源エネルギー庁による事業であり、国の補助金により割安な費用で診断を受けることができる。

## 【基本目標 1】 地球温暖化への対応

## 【てん10アクション③】 気候の変化に適応しよう

## 【SDGs】



## 【行動方針】

- 1 気候の変化を注視しよう
- 2 気候の変化に適応した生活をしよう

## 【施策の方向性】 ▲：特に重要な施策

## 1 気候の変化を注視しよう

## ○気象や動植物等のモニタリング

- (1) 気温や降雪状況、河川水質調査結果などの観測データを継続的に把握し、変化の推移を確認します。
- (2) 標本木として桜やカエデ等を設定し、開花や紅葉の時期などを観察します。
- (3) 身近な自然や動植物などの変化を把握するため、国と連携し、市民参加による調査を実施します。
- (4) 気候の変化による農作物等への被害状況や影響について、速やかな把握に努めます。
- (5) 市民の関心を高めるため、国や県、関係機関と連携しながら、適時に情報提供を行います。

## 2 気候の変化に適応した生活をしよう

## ○適応策の推進

- (1) 気候変動の緩和策（CO<sub>2</sub>削減）と、適応策（被害の回避・軽減）を両輪として推進します。
- (2) 気候変動による影響の予測や被害の状況等について、国や県、関係機関と連携しながら、適切な把握と情報提供に努めます。
- (3) 熱中症などによる健康被害を防止するため、予防・対処方法について周知します。
- (4) 高温に強い品種の導入を促すなど、農作物被害の抑制を図ります。
- (5) 病害虫等による森林被害の抑制に努めます。
- (6) 防災・減災対策を推進し、気候変動による影響や被害を最小限に抑えるよう取り組みます。

【各主体へ期待する取組】

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動への関心を持ち、影響やリスクに備えよう。</li> <li>・気温に合わせ、無理なく、適切にエアコン（冷房・暖房）を利用しよう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動による影響やリスクを経営課題として捉え、責任を持って取り組んで行こう。</li> <li>・被害を最小限に抑えるよう備えよう。</li> </ul>

【主な指標】

指 標 内 容	単 位	現 況 R2(2020)	目 標 R13(2031)	説 明
温室効果ガス排出量削減率	%	△7.8(2019)	△50	(2013年比)
太陽光パネルの設置補助件数	件	888	1,542	(住宅用)累計
太陽光パネルの年間発電量	kW	4,537	8,464	(住宅用)累計
蓄電池の設置補助件数	件	47	489	(住宅用)累計
長期優良住宅認定制度の認定件数	件	44	484	累計
やまがた健康住宅の認証件数	件	5	110	累計
公共施設における再生可能エネルギー 利用件数	件	23	37	累計
次世代自動車の導入率	%	18.2	50.0	アンケート調査等
公用車における電気自動車等の導入	台	—	20	(EV・PHV)累計
電気自動車用急速充電器整備数	件	1	3	累計
市施設における二酸化炭素排出量	t-CO <sub>2</sub>	3,749	2,108	
予約制乗合いタクシー（ドモス）の利用 者数	人	9,449	17,000	



**北極海の海氷が溶けて縮小し続けている！**

1年あたりの海氷の減少率は、北海道の面積にほぼ匹敵するとされています。

**感染症を媒介する蚊の生息域が拡大！**

デング熱を媒介するヒトスジシマカの分布が平均気温の上昇とともに東北地方を北上していく傾向が見られます。



## 温室効果ガスの削減目標（区域施策編）

国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。また、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦することを表明しています。

本実行計画（区域施策編）では、国の目標を踏まえるとともに、現状の傾向がそのまま推移した場合（現状趨勢ケース）による将来推計値等を参考とし、本市の温室効果ガス削減目標を以下のとおりとします。

### 2030年度目標（2013年度比）46%削減

#### 【温室効果ガス排出量（現状趨勢ケース）】

（単位：千t-CO<sub>2</sub>）

	実績排出量		将来排出量							
	2013年度 (H25)		2026年度 (R8)		2030年度 (R12)		国削減率ベース		2031年度 (R13)	
	【基準年度】	構成(%)	【中間年度】	削減率(%)	【中期目標】	削減率(%)	【計画目標】	削減率(%)		
温室効果ガス排出量	産業部門	製造業	234.5	36.0	192.5	▲18	146.6	▲38	136.1	▲42
		建設業・工業	7.4	1.1	6.0	▲18	4.6	▲38	4.3	▲42
		農林水産業(※)	16.4	2.5	13.5	▲18	10.3	▲38	9.5	▲42
		小計	258.3	39.7	212.0	▲18	161.4	▲38	149.9	▲42
	家庭部門	126.2	19.4	103.6	▲18	43.4	▲66	40.3	▲68	
	業務その他部門	95.0	14.6	78.0	▲18	46.6	▲51	43.2	▲55	
	運輸部門	自動車	160.6	24.7	131.8	▲18	105.2	▲35	97.7	▲39
		鉄道	4.6	0.7	3.8	▲18	3.0	▲35	2.8	▲39
		小計	165.2	25.4	135.6	▲18	108.2	▲35	100.5	▲39
	廃棄物部門	6.0	0.9	5.0	▲17	5.2	▲14	4.8	▲20	
	排出量 合計	650.7	100.0	534.2	▲18	364.8	▲44	338.8	▲48	
	森林等吸収量			▲13.4		▲13.4		▲13.4		
	温室効果ガス排出量・森林等吸収量	650.7		520.8	▲20	351.4	▲46	325.4	▲50	

(※)エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の農業分野を含む

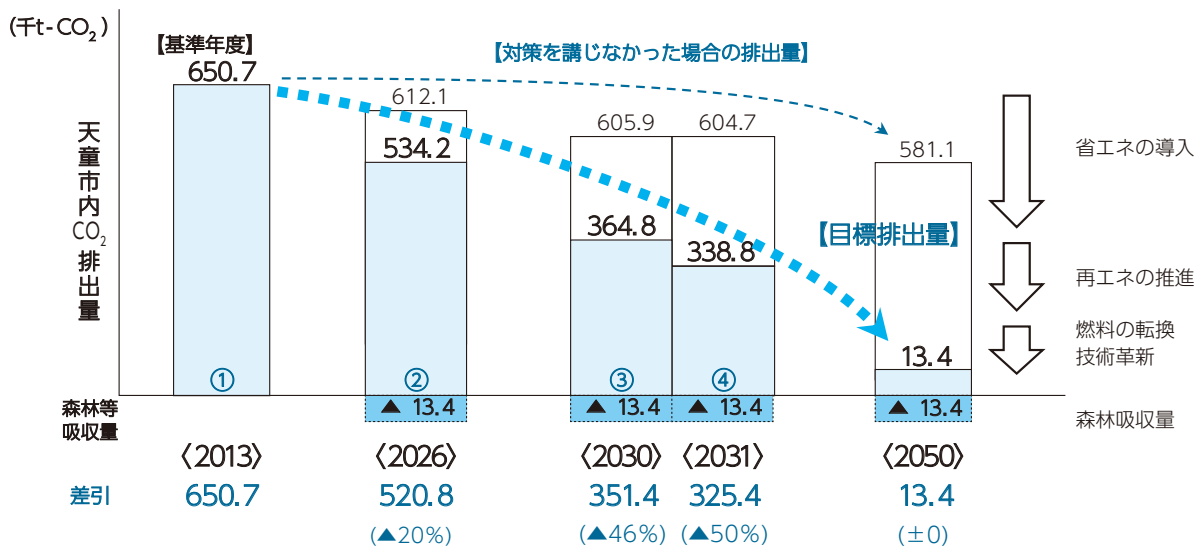
①

②

③

④

#### 【温室効果ガス排出量の目標値】



### 1 対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
メタン (CH <sub>4</sub> )		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の使用、家畜の排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		クロロジフルオロメタン又はHFCsの製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としてのHFCsの使用
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		アルミニウムの製造、PFCsの製造、半導体素子等の製造、溶剤としてのPFCsの使用
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )		マグネシウム合金の鋳造、SF <sub>6</sub> の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断機その他の電気機械器具の使用・点検・排出
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )		NF <sub>3</sub> の製造、半導体素子等の製造

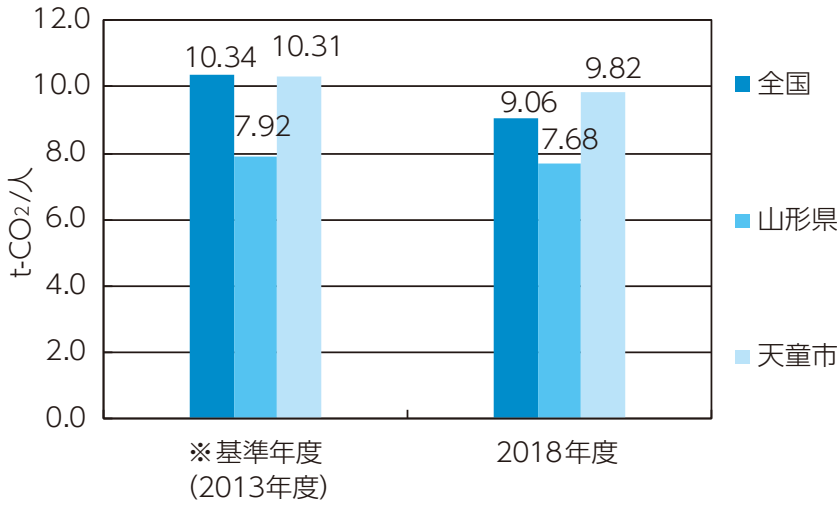
### 2 推計対象の種類

部門・分野		推計の対象となる活動等	
排出量	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	産業部門	農林業、工業、建設業及び製造業におけるエネルギー消費に伴う排出
		家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
		業務その他部門	事務所、店舗等におけるエネルギー消費に伴う排出
		運輸部門	自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
	エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外	農業分野	水田からの排出及び耕地における肥料の使用による排出（耕作）、家畜の飼育や排せつ物の管理に伴う排出（畜産）、農業廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（農業廃棄物）
		廃棄物分野	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（焼却処分）、排水処理に伴い発生する排出（排水処理）
森林吸収源		森林整備に伴う吸収、都市緑化に伴う吸収	

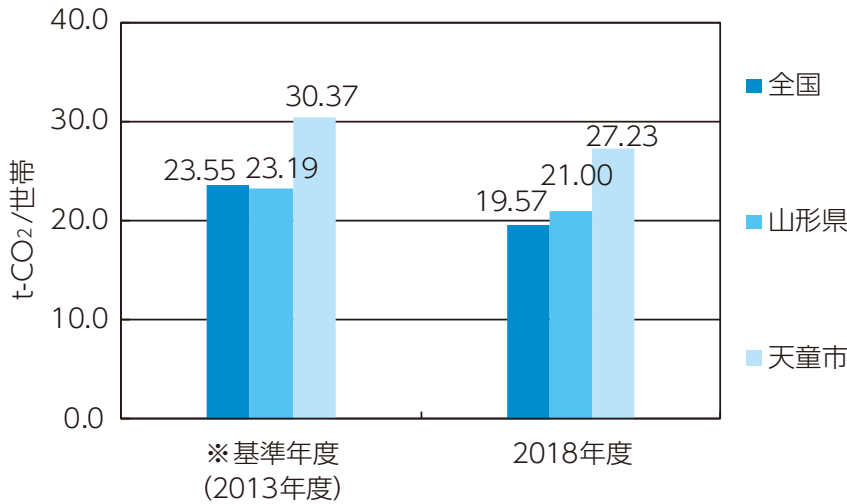


### 3 温室効果ガス排出量の地域特性

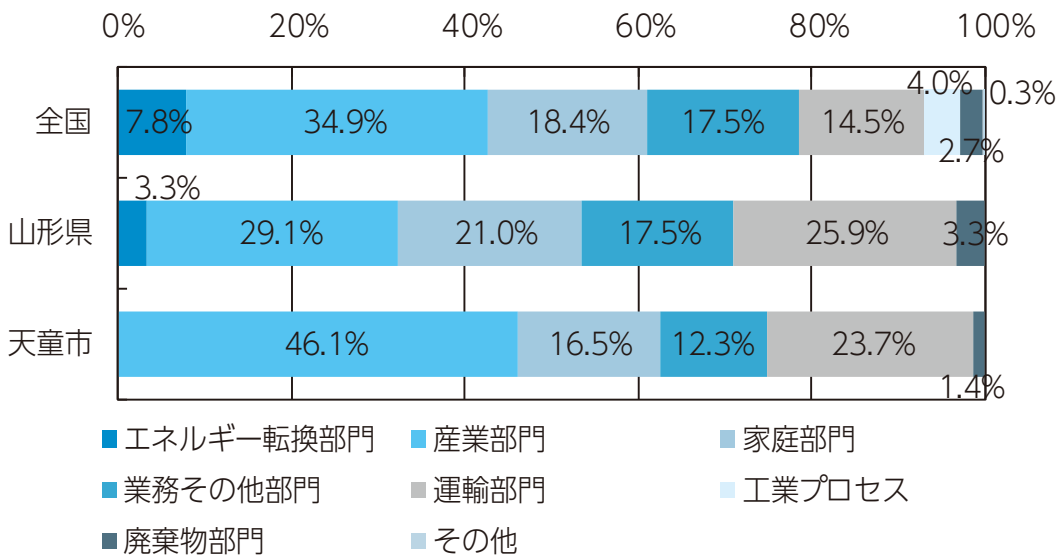
(1) 一人あたりCO<sub>2</sub>排出量（全国、山形県、天童市の比較）



(2) 世帯あたりCO<sub>2</sub>排出量（全国、山形県、天童市の比較）



(3) 部門別CO<sub>2</sub>排出割合（全国、山形県、天童市の比較：2018年度）



## 天童市「ゼロカーボンシティ」宣言

～ 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを目指して ～

近年、地球温暖化に起因するといわれる気候変動の影響から、世界規模で深刻な気象災害が発生し、甚大な被害を与えています。日本各地においても、猛暑や豪雨等が頻発しており、今後、自然災害によるリスクが更に高まることが懸念されています。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に共有されました。

2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされ、国は2020年10月に、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。

天童市は、豊かな環境を未来につないでいくため、市民・事業者と一体となって、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、積極的に取組を進めることをここに宣言します。



令和4年2月16日

天童市長 山本信浩



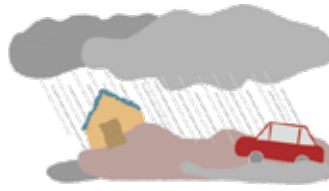
## コラム 気候変動への適応

地球温暖化が原因ともいわれる気候変動によって、昔に比べ、暑さが厳しくなったり、大雨による河川の氾濫など気象災害が発生しています。

こうした気候の変化は、作物の成長不良や生態系の変化など、私たちの食や健康に、様々な影響を与えると考えられています。

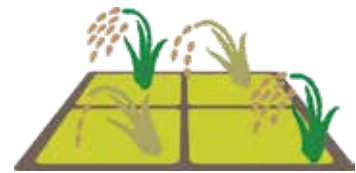
気候変動対策には、温室効果ガスの排出量を抑える「緩和」策を進めることが必要です。しかし、すぐには気候変動による影響をなくすことはできません。そのため、気候変動の影響に備え被害を少なくする「適応」策も重要になってきます。

短時間で降る大雨が増えてきた



災害級の暑さ

今までいなかった病気を媒介する虫が住み着くかも…



農作物の品質が下がり、収量が減るかも…

## 緩和とは？

原因を少なく

2つの

## 気候変動対策

## 適応とは？

影響に備える



気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

また「適応」は気候変動による被害などを軽減する対策である一方で、例えば企業にとっては、社会に役立つ新たなビジネスを生み出すことができる可能性も秘めています。気候変動の影響を活用し、生かしていく視点も大切です。

(イラスト出典：気候変動適応情報プラットフォーム)

## 【基本目標 2】 循環型社会の実現

### 【てん10アクション④】 ごみを減らそう

#### 【SDGs】



#### 【行動方針】

- 1 家庭でのごみを減らそう
- 2 事業所でのごみを減らそう
- 3 食品ロスをなくそう
- 4 プラスチックをリサイクルしよう

#### 【施策の方向性】 🏠：特に重要な施策

### 1 家庭でのごみを減らそう

#### 🏠家庭での発生抑制

- (1) 10月は「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」(3R<sup>すりーあーる</sup>(注1) 推進月間)です。家庭ごみの年間10%削減を目指すため、10月を「てん10アクション強化月間<sup>てん</sup>」とし、市民総ぐるみで削減に取り組みます。
- (2) 3Rの取組を継続し、毎日の生活の中で家庭での無駄を省き、ごみの減量化に努めるよう呼びかけます。
- (3) 買い物前に冷蔵庫を確認し、必要な分だけ購入するなど、食材管理の大切さを啓発し、生ごみの発生抑制を目指します。
- (4) 生ごみの水切りを徹底し、ごみ減量を推進します。
- (5) 電気式生ごみ処理機の購入を支援するとともに、生ごみ処理容器(注2)の活用を促進し、ごみの減量化に取り組みます。
- (6) 家庭で余っている食料品を寄贈する取組(フードドライブ)を促進するため、モデル地域を設定するなど、積極的に環境づくりを進めます。

### 2 事業所でのごみを減らそう

#### 🏢事業所での発生抑制

- (1) 事業所の形態や業種によって、3Rの取組内容は異なります。事業所ごとに、できることから実践するよう啓発します。
- (2) 自らの責任において廃棄物を適正に処理するよう、法令(廃棄物処理法、家電リサイクル法、食品リサイクル法など)に基づく事業者の責務について周知します。
- (3) ごみの処理費用も事業の経費です。オフィスでの節約を行うことで、ごみの減量

化や経費の節約・効率化に繋がることを啓発します。

- (4) 職員の意識改革や、事業所のイメージアップに資するため、SDGsや環境マネジメントシステムなど、事業所による環境に配慮した取組を促進します。
- (5) 食品や飲料の製造事業者やスーパーマーケットなど、事業所内における生産・流通・販売過程で発生する食品廃棄物について、削減に努めるよう呼びかけます。

### 3 食品ロスをなくそう

#### ▲食品ロス削減と普及啓発（市町村食品ロス削減推進計画）

- (1) 食品ロスの削減の推進に関する法律において、10月は食品ロス削減月間、特に10月30日は「食品ロス削減の日」とされています。そのため10月は食品ロス削減を推進するための普及啓発やイベント等の実施について、市民・事業者と一体となって取り組みます。
- (2) 料理は食べ切れる分だけ調理する、食材を使い切る、料理手順を工夫し加熱時間を短くするなど、環境にやさしい料理方法（エコクッキング）を啓発します。
- (3) エコクッキングなどによる環境学習の機会を提供し、食品ロス削減への理解を深めます。
- (4) 家庭における「3きり」（注3）運動を推進します。
- (5) 賞味期限と消費期限の違いなど、食品の期限表示について正しく理解してもらうとともに、てまえどり（注4）キャンペーンを行うなど、エシカル消費（注5）が促されるよう周知啓発します。
- (6) 宴会等の場における料理の食べきりを促す「3010運動（注6）」を推進するため、飲食店等と連携しながら、ポスターなどの店頭用啓発素材を活用して啓発します。
- (7) 外食時にやむを得ず料理を残してしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いたうえで、自らの責任の範囲で持ち帰るような周知と対策を講じます。
- (8) 県が取り組んでいる「テイクアウトボックス（注7）」や「もったいない山形協力店（注8）」について、市民及び事業所の理解と協力が得られるよう、県と連携して普及啓発に努め利用促進を図ります。
- (9) 外食事業者及び学校給食センター等において、食品ロス削減の取組を進めます。
- (10) 食品を通じて人から人へ、寄附と提供の架け橋となるよう、事業者が食品を寄贈する取組（フードバンク）を推進します。
- (11) 食品残渣を発電に利用するなど、脱炭素化に寄与するため、バイオマスを活用した再生可能エネルギー事業について検討します。
- (12) 食品ロス削減を推進する啓発事業について、市報・ホームページ・SNS等を通じて情報発信するとともに、関係団体、機関と連携して取り組みます。

## 4 プラスチックをリサイクルしよう

### ○プラスチックごみ削減・リサイクルの推進

- (1) ライフスタイルの見直しを促し、使い捨てプラスチック製品（ワンウェイプラスチック製品）から、環境への影響が少ない素材の利用を進めます。
- (2) プラスチック製品の使用量を削減するため、マイバッグ・マイボトル持参を促進します。
- (3) マイクロプラスチック等、海洋プラスチックごみの影響について啓発し、市民の理解を深めます。
- (4) リユース・リサイクル製品や、詰め替え用製品を選んで購入するなど、プラスチック使用量を削減するための取組について周知します。
- (5) 家庭から排出されるプラスチック使用製品の分別収集、再商品化に係る資源循環の促進等に必要な措置を講じます。

### 【各主体へ期待する取組】

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭での脱プラスチック、ペーパーレスに取り組もう。</li> <li>・マイバッグ、マイボトルの活用による、プラスチック製品削減に努めよう。</li> <li>・ごみを処分する際は、リサイクルできる製品を適切に分別しよう。</li> <li>・「食品ロスの約半分は家庭から」を認識し、日々の食生活を見直し、食品ロスを減らそう。</li> <li>・食品を無駄に買わないように心がけ、購入したものは使い切り、食べきろう。</li> <li>・外食時は、食べきりを基本として、余った場合はお店に確認し持ち帰ろう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源物等の、小売店での店頭による回収の促進に努めよう。</li> <li>・事業所内で発生する廃棄物のリサイクルを積極的に推進しよう。</li> <li>・フードバンクなどの食品有効利用に向けた取組に協力しよう。</li> <li>・消費期限・賞味期限間近の食品の割引サービスの実施及び周知を図ろう。</li> <li>・食品ロス削減に取り組む「もったいない山形協力店」に参加し、当該取組を積極的に利用しよう。</li> <li>・商品を販売する際は、包装を簡易にするように努めよう。</li> <li>・農林業及び食品関連事業者において、規格外や未利用の農産物を有効活用しよう。</li> </ul>

（注1）3R：リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）再使用、リサイクル（Recycle）再生利用の3つのRの総称。

（注2）生ごみ処理容器：生ごみを減量化及び堆肥化する容器のこと（電気式を除く）。コンポスト容器やEM容器などがある

（注3）3きり：家庭での生ごみを減らすための3つの取組である「使い切り」「食べきり」「水切り」のことをいう。  
 「使い切り」食材を必要な分だけ購入し、無駄なく使い切る。  
 「食べきり」料理を残さず完食する。  
 「水切り」生ごみの水気をしっかり切る。

（注4）てまえどり：消費者が買ってすぐ食べるなら、商品棚の手前にある商品を積極的に選ぶ、エシカル消費の一つ。

（注5）エシカル消費（倫理的消費）：人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動。

（注6）3010運動：宴会時の食べ残しを減らすために、「〈乾杯後30分間〉は席を立たずに料理を楽しみましょう。〈お開き10分前〉になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。」と呼びかけて食品ロスを削減する取組。

（注7）テイクアウトボックス：食べきれなかった料理をお客様の自己責任において持ち帰るための容器。

(注8) もったいない山形協力店：生ごみを始めとする事業系一般廃棄物削減のため、ごみ削減・リサイクル推進を実践する事業所。

### 【家庭系食品ロスの内訳】

- ・調理くずのうち可食部……不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分等  
(食べられる部分) (食べられない部分)
- ・食べ残し……食卓に上がった食品で、食べ切れずに廃棄されたもの
- ・手つかず食品……賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの

## ミニコラム 食材は使い切ろう

国内では、年間約570万トンの食品ロスが発生しています。そのうち約半分は家庭由来と言われており、毎日1人当たり茶碗およそ1杯分に近い量(約124g)の食品が捨てられていることとなります。(農林水産省・環境省「令和元年度推計」より)

野菜や果物が少し傷んでしまった、半端な量が余ってしまったなどの理由で、まだまだ食べられる食材や活用できる食材でも使わないまま廃棄されてしまうことがあります。

そこで、家庭で食品ロスを減らすコツの一つとして、「**食材の使い切り**」に取り組んでみましょう。

### 食材の使い切りのポイント

- ① 野菜や果物などの種や皮など通常捨ててしまいがちな食材を丸ごと使用する。
- ② 食べきれずに余った料理にアレンジを加え、新しいメニューに作り替える。
- ③ 買い物の際は、使い回しのできる食材を選び、必要な量を買う。
- ④ 肉や魚は必要な分量ごとに冷凍保存する。
- ⑤ 野菜はハウレンソウやレタス、もやしなど傷みやすいものから使う。

エコ  
レシピ

### 傷み始めたバナナを美味しく消費！ 簡単アイスレシピ

#### 【必要な材料】

- ① バナナ1本
- ② ヨーグルト200g
- ③ はちみつ又はジャム大さじ2～3
- ④ 塩ひとつまみ

#### 【手順】

- ① 材料を全て保存袋に入れ、よく混ぜるように手で潰す。
- ② 冷凍庫で2～3時間冷やし固める。
- ③ トッピングでジャムなどを添えて完成。



環境にやさしい料理は、山形県発行の「高校生 環境にやさしい料理レシピコンテスト 人気レシピ集」をはじめ、雑誌やインターネットなどで様々なレシピを調べることができます。

また、天童市では「エコ・クッキング教室」を開催し、食材の使い切りや省エネな調理法で、食品ロスを意識しながら調理実習を行っています。

## 【基本目標 2】 循環型社会の実現

### 【てん10アクション⑤】 ごみの分別に取り組もう

#### 【SDGs】



#### 【行動方針】

- 1 不法投棄をなくそう
- 2 「3R推進アプリ」を使ってみよう

#### 【施策の方向性】 🏠：特に重要な施策

##### 1 不法投棄をなくそう

###### ○不法投棄防止対策の強化

- (1) 道路への空き缶・たばこのポイ捨てや、産業廃棄物の投棄などの不法投棄について、早期発見と未然防止のため、パトロール等の監視体制を強化します。
- (2) 不法投棄は、近隣の迷惑になるだけでなく、地球環境にも影響を及ぼします。法令に違反する行為であることについて周知します。
- (3) 広報紙の活用や看板を設置するなど、不法投棄の防止に取り組みます。
- (4) 監視カメラ等の設置を推進し、不法投棄の抑制を図ります。
- (5) 環境衛生委員や地域と連携し、決められたルールに従い、ごみを適正に処理するよう啓発します。

###### ○災害廃棄物の処理体制の構築

- (1) 災害などの緊急時において、災害廃棄物処理計画に基づき、地区の自主防災会等との連携を図りながら、適正かつ円滑な災害廃棄物の処理を行います。
- (2) 災害廃棄物仮置場の候補地について、地区自主防災会等との協議・調整を図りながら適地の選定を進め、有事に備えます。
- (3) 災害時において、避難所で発生したごみや仮設トイレのし尿等の処理を速やかに行うため、収集体制の構築を図ります。

##### 2 「3R推進アプリ」を使ってみよう

###### 🏠適切な回収とリサイクルの推進

- (1) スマートフォン等による「3R推進アプリ（注1）」の利用（メール配信サービス、SNS等）を促進し、当該アプリによりごみ分別やリサイクル等の情報を定期的に配信し、リサイクル等に対する市民の意識向上を図ります。
- (2) 事業所と連携を図りながら、事業系食品廃棄物等の資源化の推進に努めます。



- (3) 小売店等における資源物の店頭での回収の促進及び周知を図ります。
- (4) 家庭から排出される資源物について、資源物拠点回収や集団資源回収の利用促進を図ります。

○廃棄物の適正処理の推進

- (1) 一般家庭からのごみ出しについて、分別方法等のルールを「3R推進アプリ」やガイドブックにより周知し、ごみ分別等の徹底を図ります。
- (2) 廃棄物排出事業者に対し、適正な処理に関する講習会を開催するとともに、随時立入検査を実施するなど、廃棄物の適正な処理に必要な指導を行います。
- (3) 林地残材や剪定枝、落ち葉等の利活用を図るとともに、再生可能エネルギー事業の展開などの可能性について検討します。

【各主体へ期待する取組】

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3R推進アプリ」をダウンロードして利用してみよう。</li> <li>・正しいごみ分別方法等のルールを理解し、正しいごみ出しを心がけよう。</li> <li>・「3R推進アプリ」を活用し、ごみと資源の分別を徹底しよう。</li> <li>・地域や関係機関と協力し、不法投棄を防ごう。</li> <li>・災害時の廃棄物処理体制について理解・協力し、大規模災害に備えよう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内や敷地周辺の清掃を心がけ、ポイ捨てされない環境づくりに努めよう。</li> <li>・排出者責任により、事業系ごみと産業廃棄物の適正な処理を心がけよう。</li> <li>・事業系ごみの多くを占める可燃ごみ、紙ごみの減量に取り組もう。</li> <li>・マニフェストを遵守し、適切な処理・処分に努めよう。</li> </ul>

(注1) 3R推進アプリ:本市で導入している「天童市3R推進アプリケーション」(さんあ〜天童市版)の略称。スマートフォン等で利用できる、無料のアプリケーション。

(収集日程表やごみの出し方ガイド、ごみの分別検索等、その他様々な情報を配信)

【主な指標】

指 標 内 容	単 位	現 況 R2 (2020)	目 標 R13 (2031)	説 明
ごみの総排出量	t	17,763	16,770	
家庭系食品ロス発生量	t	1,074	570	市独自試算
可燃ごみの総排出量	t	16,147	15,272	
1日一人当たりのごみ排出量	g	788	766	
拠点・資源回収量	t	359	375	
リサイクル率	%	9.64	15.00	
有料レジ袋辞退率	%	88.8	90.0	マイバッグ等持参率
分別アプリのダウンロード数	件	1,347	10,000	現況はR3.11月時点
使用済み小型家電の回収量	t	18.46	28.44	
電気式生ごみ処理機 購入補助件数	件	13	40	年間
事業系ごみ	t	6,101 (2019)	5,151	一般廃棄物排出量

## 【基本目標3】 豊かな自然環境の保全

### 【てん10アクション⑥】 自然環境について考えよう

#### 【SDGs】



#### 【行動方針】

- 1 生態系を守ろう
- 2 健全な森林と農地へ
- 3 野生鳥獣被害を減らそう

#### 【施策の方向性】 ▲：特に重要な施策

##### 1 生態系を守ろう

###### ▲生物多様性への理解

- (1) 生きものたちの豊かな個性とつながり（生物多様性：p56コラム参照）について啓発を行い、市民の理解を深め、自然を大切にする意識の向上を図ります。
- (2) 天童高原や舞鶴山の愛宕沼親水空間、もみじ園など、人々が自然とふれあえる環境整備を促進します。
- (3) 地域と連携しながら、身近な自然や動植物の状況把握に努めます。
- (4) 多様な生きものが暮らしていくための環境保全に取り組みます。

###### ○希少な動植物や自然環境の保全

- (1) 市内の動植物や自然環境について市民の理解を深めるため、ホームページや市報等を活用し、積極的な情報発信を行います。
- (2) カクレトミヨ（p55ミニコラム参照）などの希少な動植物を保全するため、地域の活動を支援します。
- (3) ジャガラモガラ（注1）などの貴重な自然環境を守るため、地域と協力して環境整備に取り組みます。

###### ○外来種への対応

- (1) 生態系などに悪影響を及ぼすおそれのある外来種について、市民への周知を図ります。
- (2) 外来種による被害を防ぐため、生態系に与える影響や市内の分布状況の把握に努め、市民へ注意を促します。
- (3) 外来種被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」について、普及・啓発を図ります。
- (4) 市内で確認された場合は、関係機関と連携して対応します。

## 2 健全な森林と農地へ

### ○森林の保全や育成の推進（CO<sub>2</sub>吸収）

- (1) 森林は、雨や雪などの水資源を蓄え、土壤に浸透させ、地下水となり澄んだ美しい水を供給する働きを持っています(水資源かん養機能)。森林の環境整備を促進し、森林が持つ機能の保全に努めます。
- (2) 植林や下刈り、間伐などの適切な森林整備を進めます。
- (3) 松くい虫やナラ枯れなどの森林病虫害被害の拡大を防止するため、関係機関と連携し、適切に防除対策を実施します。
- (4) 市民ボランティアや地域ぐるみでの森林保全活動を促進し、森林の育成を図ります。
- (5) 森林開発する場合において、事前に届出書の提出を徹底するなど、森林の無計画な伐採を防止します。

### ○地域木材の利用促進（CO<sub>2</sub>固定）

- (1) 地域木材の積極的な利用促進と森林の活性化を図るため、ホームページや市報等を活用して、「木づかい運動」(注2)を紹介するなど、市民への啓発や情報発信を行います。
- (2) ペレットストーブや薪ストーブなどの導入を支援するとともに、地域の森林から生産された木材の地産地消を目指します。
- (3) 公共施設への木材利用を促進し、市民が木に親しみ、その良さを実感できる機会の提供に努めます。

### ○農地利用の促進

- (1) 農業・農地は、食料や農産物の供給の機能のほか、雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防ぎ、様々な生きものをはぐくむなど、多様な機能を持っています(多面的機能)。その機能を維持するため、農業の振興に取り組むとともに、農地の保全を図ります。
- (2) 担い手への農地の集積・集約化を進め、担い手や後継者不足のため耕作されなくなった農地(遊休農地)の発生防止と解消に取り組めます。
- (3) 次の世代を担う人材を確保するため、新規就農者を支援し、継続的な農地利用を図ります。
- (4) 農薬や化学肥料の使用を抑えるなど、環境負荷に配慮した持続可能な農業(環境保全型農業)の促進を図ります。
- (5) 学校給食において地産地消を促進し、農地利用の促進に寄与します。

## 3 野生鳥獣被害を減らそう

### ○市街地での取組み

- (1) カラスによるフン被害などを抑制するため、レーザーポインターなどの対策用品の貸し出しを行い、地域ぐるみで取組を進めます。
- (2) 電線等へのテグス設置や、鷹匠による追い払いを実施するなど、関係機関と連携しながら被害防止策を進めます。

- (3) 野生鳥獣の生態や被害対策の先進事例などの情報を集め、市街地において、より実効性のある対策を検討します。
- (4) 緊急時の人身被害などを防止するため、鳥獣被害防止計画に基づき、関係機関と連携して迅速に対応します。

○農地周辺での取組み

- (1) 被害を引き起こす野生動物について、生息状況の把握に努めます。
- (2) 森林や農地周辺の適切な管理を行い、人とのすみわけを図るなど、野生鳥獣が農地に近寄りにくい環境整備を進めます。
- (3) 花火などを活用した追い払いを実施するほか、電気柵導入を支援し、農作物への被害防止に取り組みます。
- (4) 果実が収穫されないまま放置された果樹や、農地周辺に廃棄された果実などについて、適切な処分を促すとともに、研修等を通じて周知を図ります。

【各主体へ期待する取組】

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の自然環境に関心を持つ。</li> <li>・外来種被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」を守ろう。</li> <li>・所有する農地や森林を適切に管理しよう。</li> <li>・木材を積極的に利用しよう。</li> <li>・ペレットストーブや薪ストーブなどの導入を検討しよう。</li> <li>・未利用の農地について譲渡や貸借を進めるなど、有効活用を検討しよう。</li> <li>・地元産の農産物を購入しよう。</li> <li>・野生鳥獣のエサになるものを放置しないようにしよう</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を行う際は、周辺環境や生態系に配慮しよう。</li> <li>・外来種の購入者に対し、生態系への影響などの注意喚起をしよう。</li> <li>・外来種被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」を守ろう。</li> <li>・所有する農地や森林を適切に管理しよう。</li> <li>・環境保全型農業を実践しよう。</li> <li>・ペレットストーブや薪ストーブなどの導入を検討しよう。</li> <li>・収穫しない果実や廃棄する果実は適切に処理しよう。</li> <li>・農地へ電気柵などを設置しよう。</li> </ul>

(注1) ジャガラモガラ：市内貫津地区の雨呼山にあるすり鉢状の窪地。県の天然記念物に指定されている。冷たい空気が底にたまるため、底に行くほど高山植物が生育するという不思議な環境になっている。

(注2) 木づかい運動：木材を利用することの意義を広め、木材利用を拡大していくための国民運動。

## 【主な指標】

指標内容	単位	現況 R2 (2020)	目標 R13 (2031)	説明
生物多様性の認知度	%	—	50	
農作物有害鳥獣被害額	千円	45,599	32,040	
遊休農地面積	ha	13	17	
森林面積	ha	3,782	3,782	
民有林の森林整備面積	ha	208	494	累計
新規就農者数	人	16	168	累計

## ミニコラム カクレトミヨ

天童市と東根市にしか生息していないトミヨ属の淡水魚。環境省のレッドリストで「絶滅危惧 I A 類（野生での絶滅の危険が極めて高い）」に分類されています。天童市内では、主に成生地域に生息し、その生息地の一部が山形県の天然記念物に指定されています。

これまでは、イバラトミヨ特殊型と呼ばれていましたが、正式に学名が付いている他の 11 種のトミヨ属と体の特徴が異なることなどから、令和 3 年に新種として認められ、「カクレトミヨ」と命名されました。



繁殖期間の 4 月～6 月はオスの体の色が左の写真のように黒く変化します。

(SSP 武田隆吉氏 撮影)

学名：Pungitius modestus（プングティウス モデスタス）

和名：カクレトミヨ（和名の由来…常に水草に隠れている習性から）

特徴：体長は 4～5 cm、背中に 7～9 本の棘がある。オスが子育てをする珍しい習性がある。

## コラム 生物多様性

**生物多様性**とは、**地球上の多様な生き物が、様々な環境に適応し、互いにつながりあって生きていること**を表しています。

40億年という長い歴史の中で、生き物は進化し、3,000万種ともいわれる多様な生命をはぐくんできました。これらの生命は、その一つひとつに個性があり、食物連鎖はもちろん、蜂と植物のような共生の関係など、多様な関わり合いでつながっています。

### 生物多様性の3つのレベル

生態系の多様性	森林、湿原、河川、農地、ため池など、それぞれの環境に合わせた様々な生態系があること。
種の多様性	鳥、魚、虫、植物など様々な種類の生き物がいること。
遺伝子の多様性	同じ種類の生き物でも、色や模様、温度変化への耐性などがそれぞれ異なり、多様な遺伝子による個性があること。

私たちは生物多様性が生み出す恵みを受けて生きています。この恵みのことを「生態系サービス」といい、下記のように大きく4つに分けることができます。

### 4つの生態系サービス

基盤サービス	光合成による酸素の供給や水の循環、土壌の形成など
供給サービス	食べ物や水、医薬品に必要な成分の提供など
文化的サービス	自然景観の美しさや自然とふれあうレクリエーションの場の提供など
調整サービス	気候の調節や自然災害の防止、被害の軽減など

生物多様性は、開発などの人間活動、里山などでの自然に対する働きかけの減少、外来種や地球温暖化の影響などにより、地球規模で減少しています。

環境省では、生物多様性を守る第一歩として、身近なところから行える5つの取組を「MY行動宣言」として紹介しています。

## 生物多様性を守るために、私たちにできるアクション！

### MY行動宣言

Act 1	地元でとれたものを食べ、旬のものを味わいます。
Act 2	自然の中へ出かけ、動物園、水族館や植物園などを訪ね、自然や生き物にふれます。
Act 3	自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで伝えます。
Act 4	生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に参加します。
Act 5	エコラベルなどが付いた環境に優しい商品を選んで買います。

## コラム 外来種

**外来種**とは、**人間の活動によって、もともと生息・生育していない地域に入ってきた生き物**のことです。また、もともとその地域に自然分布していた生き物は**在来種**といいます。

外来種が地域の中に入ってくると、その地域の生態系だけでなく、人間の健康や農林水産業にまで悪影響を与える場合があります。

生態系への影響
○在来種を食べる（捕食） ○在来種の生息・生育場所を奪う、エサの奪い合いをする（競合） ○近縁の在来種と交雑して雑種をつくる（遺伝的攪乱）
人の生命・身体への影響
○毒を持っていて危険 ○人を噛んだり、刺したりする
農林水産業への影響
○農林水産物を食べる ○畑を踏み荒らす

外来種からの悪影響を予防するために、外来種被害予防三原則を守りましょう。

1：入れない	生態系等へ悪影響を及ぼすかもしれない外来種は、その生息・生育していない地域へ「入れない」
2：捨てない	ペットなど、飼育している外来種を「捨てない」（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む） ※ペットを捨てると法律で罰せられる場合があります。飼い主は最後まで責任をもって飼育しましょう。
3：拡げない	すでに野外で繁殖している外来種を他地域に「拡げない」

### 影響が大きい外来種の例



オオクチバス



ブルーギル



オオキンケイギク



アカミミガメ



アメリカザリガニ

(環境省提供)

## 【基本目標 4】 安全・安心な生活環境の確保

### 【てん10アクション⑦】 地域の環境を良くしよう

#### 【SDGs】



#### 【行動方針】

- 1 マナーを守ろう
- 2 ペットを正しく飼おう
- 3 歴史やまちの景観を大切にしよう

#### 【施策の方向性】 ▲：特に重要な施策

### 1 マナーを守ろう

#### ▲地域生活におけるマナーやモラルの啓発

- (1) 地域の住環境を保全し、近隣住民間の良好な関係を築くため、地域生活のマナーやモラルについて、市民一人ひとりの意識の向上を目指します。
- (2) 近隣住民に迷惑をかけている樹木や雑草等の繁茂について、適正な管理を促します。
- (3) たばこやペットボトル等のポイ捨て禁止について啓発します。

#### ○空き家や空き地の適正管理

- (1) 空き家に関する相談窓口を設置し、関係機関との連携を図りながら、空き家の解消に取り組みます。
- (2) 空き家バンクの利用や相談会を開催するなど、空き家や空き店舗等の利活用を図るとともに、老朽化による倒壊等の危険性が高い建物の除却を支援します。
- (3) 空き家発生予防セミナーを開催し、地域と連携しながら、空き家予備軍（注1）について情報共有を図ります。
- (4) 空き家台帳により情報を一元管理し、継続的な情報の把握に努めます。
- (5) 建物の老朽化や雑草の繁茂が見られるなど、管理不全の状況にある空き家や空き地について、適正管理の指導を行います。

### 2 ペットを正しく飼おう

#### ▲ペットの適正飼養

- (1) ペットの適正飼養や飼い主のマナーについて普及・啓発します。
- (2) 猫による近隣への被害を防止するため、不妊去勢手術費に対する支援を行います。
- (3) 近隣住民に被害を与えているペットの所有者に対し、適正飼養について指導します。
- (4) 犬の所有者に対し、登録手続きや狂犬病予防接種などの徹底を周知します。



(5) 犬や猫へのマイクロチップの装着を促進します。

### 3 歴史やまちの景観を大切にしよう

#### ○清潔で美しい景観の形成

- (1) 地域の美化活動を推進し、まちの景観を保全します。
- (2) 生け垣の設置を支援するなど、市街地の緑化に取り組みます。
- (3) 中心市街地の活性化を図るとともに、観光客が滞在の楽しさを感じられるウォークアブルな都市空間の形成を進めます。
- (4) 周辺環境に配慮したリノベーション（注2）を行うなど、市の魅力が感じられるまちづくりを目指します。
- (5) 国指定重要文化財や国史跡などの貴重な文化財の保存・保護に取り組み、地域の活性化に繋がります。

#### 【各主体へ期待する取組】

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみのポイ捨てなどはやめよう。</li> <li>・自宅の樹木は適切に管理し、周りの迷惑にならないようにしよう。</li> <li>・ペットは最後まで責任と愛情をもって飼おう。</li> <li>・野良猫などへの無責任な餌やりはやめよう。</li> <li>・地域の美化活動に協力しよう。</li> <li>・生け垣などの緑化に取り組もう。</li> <li>・地域の文化財を大切にしよう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所周辺を清潔に保とう。</li> <li>・従業員のマナーやモラルの向上に努めよう。</li> <li>・所有する建物や所有地は適正に管理しよう。</li> <li>・地域の美化活動に協力しよう。</li> <li>・事業所敷地内の緑化に努めよう。</li> <li>・建物や看板等を設置するときは、周辺の景観との調和に配慮しよう。</li> <li>・文化財の保存・保護に配慮しよう。</li> </ul>

(注1) 空き家予備軍：65歳以上の高齢者単身世帯が住む戸建住宅やマンション等で、やがて空き家になる可能性の高い持ち家のこと。

(注2) リノベーション：手を加えてよくすること。修復。再生。

#### ミニコラム 猫は室内飼いをしよう



猫にとって、屋外は危険がいっぱいです。猫同士のケンカに巻き込まれてしまったり、交通事故にあう可能性もあります。また、近隣住民にフン尿で迷惑をかけることがあり、トラブルの元になりかねません。

キャットタワーやカラーボックスを階段状に設置し、上下運動のできる場所や爪とぎができる場所を作ってあげると、ストレスを減らし室内で安全に飼うことができます。

## 【基本目標 4】 安全・安心な生活環境の確保

### 【てん10アクション⑧】 安全・安心なまちにしよう

#### 【SDGs】



#### 【行動方針】

- 1 生活環境を守ろう
- 2 災害に備えよう
- 3 感染症対策をしよう

#### 【施策の方向性】 ▲：特に重要な施策

### 1 生活環境を守ろう

#### ▲周辺環境に配慮した家庭生活・事業活動の推進

- (1) 大気汚染、水質汚濁、騒音などによる公害の発生を未然に防止するため、環境法令に基づく事業活動の推進について啓発します。
- (2) 生活騒音や雑草繁茂などによるトラブルの未然防止を図るため、近隣住民に配慮した家庭生活について周知します。
- (3) 国や県、関係機関と連携しながら、公害に対する適切な指導・対応を行います。
- (4) 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を促進するなど、適切な污水处理を進めます。
- (5) 倉津川の河川水質調査や自動車騒音の常時監視調査等を実施し、環境への影響や変化を継続的に観測します。

#### ○雨水や地下水の適切な管理

- (1) 住宅や事業所への雨水浸透施設の設置を促進します。
- (2) 農業用水などを人為的に地下に注入し、地下水の枯渇等を防止する人工涵養施設（逆さ井戸）を管理し、地下水の適正な利用について啓発活動を行います。
- (3) 森林の水資源かん養機能を維持することで、貴重な水資源となる地下水を確保し、良質な湧水の保全に努めます。
- (4) 雨水を貯留し、水洗トイレや散水、清掃等の用途（飲用以外）に利用するなど、雨水の利活用を図ります。

### 2 災害に備えよう

#### ○防災・減災体制の強化

- (1) 防災訓練の充実や初動体制の構築に努め、市全体の防災意識と対応能力の向上を

図ります。

- (2) ハザードマップを活用し、洪水による浸水想定区域や、土砂災害の恐れのある区域、地震による揺れやすさ等を周知し、地域における災害のリスクについて市民の理解を深めます。
- (3) 避難場所や避難ルートをあらかじめ家族で確認するなど、災害発生時の行動について啓発し、地域の防災対応力の向上に努めます。
- (4) 災害廃棄物処理計画に基づき、発生した廃棄物の速やかな処理を進めます。
- (5) 高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対し、適切に避難支援が行われるよう、体制の整備を目指します。
- (6) 災害が発生した場合に、迅速な対応ができるよう関係機関との連携を図ります。
- (7) ペットと安全に避難できるよう、日頃からケージに慣らすなど、飼い主のマナーについて周知するとともに、平常時における備蓄品の準備や、災害発生時のペットとの避難行動（同行避難）について普及・啓発します。

#### ○災害対応力の強化

- (1) 公共施設や家庭・事業所への太陽光発電や蓄電池設備、次世代自動車の導入を促進し、地域における災害対応力（レジリエンス）の強化を進めます。
- (2) 災害時の電力確保のため、エネルギーの分散化を進めます。
- (3) 防災機能を備えた公園や緑地の整備を促進します。
- (4) 災害時にも機能を維持できるよう、施設や設備について適切な維持管理と計画的な改修を進めます。

### 3 感染症対策をしよう

#### ○感染症に対する予防と対策

- (1) 人や家畜の感染症について正しい知識の普及・啓発を図るとともに、適切に情報提供を行い、感染症の発生予防に努めます。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新しい生活様式への転換や、感染防止対策の徹底を促進します。
- (3) 鳥インフルエンザや豚熱などの家畜の感染症について、県と連携し、予防や感染対策に取り組みます。

#### 【各主体へ期待する取組】

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・互いに迷惑となるような騒音や悪臭を出したりしないように心がけよう。</li> <li>・下水道や合併処理浄化槽を利用しよう。</li> <li>・井戸等の地下水を正しく使おう。</li> <li>・災害時はみんなで協力して、安全に避難しよう。</li> <li>・ハザードマップを確認し、家族と防災について話し合おう。</li> <li>・緊急時の非常用電源として、太陽光発電システムや次世代自動車の導入を考えよう。</li> <li>・感染症を正しく理解して、予防しよう。</li> </ul>
-----	--

事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境法令や環境基準を守ろう。</li> <li>・周辺環境に配慮した事業活動を行おう。</li> <li>・地下水を正しく利用・管理しよう。</li> <li>・緊急時の非常用電源として、太陽光発電システムや次世代自動車の導入を検討しよう。</li> <li>・電力供給源として、分散型エネルギーの利用を検討しよう。</li> <li>・避難訓練を実施しよう。</li> <li>・感染症の予防や対策を正しく行おう。</li> </ul>
-----	---

**【主な指標】**

指標内容	単位	現況 R2 (2020)	目標 R13 (2031)	説明
河川のBOD環境基準値達成	mg/ℓ	1.8	2以下	倉津川
合併処理浄化槽普及率	%	63.0	78.4	
猫不妊去勢手術費補助金交付件数	件	—	1,000	累計
猫の年間死亡収容頭数	頭	171	85	
空き家バンクの登録件数	件	62	170	

**ミニコラム 漏油に気をつけよう**



寒くなる冬期間は、暖房を使用するため、家庭や事業所に設置してある灯油タンク（ホームタンク）からの灯油の流出・漏えい事故が多くなっています。

灯油が漏れてしまうと、油の回収や処理に多額の費用がかかり、その費用は原因者本人の負担となります。また、油の臭いなど、近隣住民にも様々な迷惑が掛かってしまいます。給油する際は、その場を離れず、バルブの閉め忘れなどに注意しましょう！

**ミニコラム 野焼きやごみのポイ捨てはやめよう**



地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却などの野焼きは、煙や灰、臭いが近隣住民の迷惑・ダイオキシンなどの有害物質の発生原因となり、原則的に法律で禁止されています。ごみは家庭で焼却しないで、適正に処理しましょう。

また、清潔できれいな街を維持するために、一人ひとりが「ごみ箱」などの定められた場所に捨てるという心がけを大切に、道路や公園などへのごみのポイ捨てを減らしていきましょう。

## 【基本目標5】 環境行動を実践する人材育成

## 【てん10アクション⑨】 環境について考えよう

## 【SDGs】



## 【行動方針】

- 1 環境問題に関心を持つ
- 2 環境のためにできることを考えよう

## 【施策の方向性】 ▲：特に重要な施策

## 1 環境問題に関心を持つ

## ▲環境情報の積極的な発信

- (1) 広報誌やホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の多様な媒体のほか、各種イベント開催の機会を活用して、環境情報を発信します。
- (2) 子どもから大人まで幅広い世代に向けた分かりやすい環境情報の発信に努めます。
- (3) 学校等で子どもたちが行っている環境に関する取組を紹介するなど、若い世代の活動を通して、市民の環境意識の向上に繋がります。
- (4) 先進的な取組や経営効率化の事例を紹介するなど、事業者の環境意識の向上に努めます。
- (5) 個人や事業者、団体など、多様な関係者が連携を図れるよう、情報の共有化を促進します。
- (6) 市の魅力的な自然環境や文化財等の情報を発信します。

## 2 環境のためにできることを考えよう

## ▲環境に配慮したライフスタイルの普及啓発

- (1) 世界共通の持続可能な17の開発目標であるSDGsの普及・浸透に努め、一人ひとりができることから取り組むことで、次世代により良い環境をつないでいくことを目指します。
- (2) COOL CHOICE（クールチョイス＝賢い選択）や、環境に配慮した消費行動（エシカル消費）について、市民への周知を図り、環境行動への理解を促します。
- (3) 環境にやさしい行動のメリットについて、分かりやすく情報提供します。
- (4) 市民総ぐるみによるゼロカーボンアクションへの取組を進めます。
- (5) 市民の自発的な環境行動をそっと後押しすることで、無理なく、より良いライフスタイルを選択できるよう働きかけます。（ナッジの手法）

(6) 環境への負荷が少ない製品の購入やサービスの提供、環境に配慮した契約について、事業者へ啓発します。

**【各主体へ期待する取組】**

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する情報を積極的に集めよう。</li> <li>・自分が参加している環境保全活動について、積極的に情報を発信しよう。</li> <li>・子どもたちの活動を通して、大人も環境問題への理解や関心を高めよう。</li> <li>・家庭で環境問題について話し合おう。</li> <li>・日頃の生活が環境に与える影響を考えてみよう。</li> <li>・環境にやさしい商品を購入しよう。</li> <li>・ゼロカーボンアクションに楽しみながら取り組もう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り組んでいる環境保全活動について、積極的に情報を発信しよう。</li> <li>・事業活動に地域資源を活用し、その魅力を市内外に伝えよう。</li> <li>・環境に配慮した事業活動に努めよう。</li> <li>・エコアクション21（注1）を取り入れよう。</li> <li>・グリーン購入（注2）やグリーン契約（注3）に取り組もう。</li> </ul>

（注1）エコアクション21：環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）。国際標準化機構のISO14001規格を参考としつつ、中小事業者にとっても取り組みやすい環境経営システムのあり方を規定。

（注2）グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

（注3）グリーン契約：製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。

## 【基本目標 5】 環境行動を実践する人材育成

## 【てん10アクション⑩】 環境にやさしい行動をしよう

## 【SDGs】



## 【行動方針】

- 1 環境の大切さを子どもたちに伝えよう
- 2 環境について学ぼう
- 3 協力して活動しよう

## 【施策の方向性】 ▲：特に重要な施策

## 1 環境の大切さを子どもたちに伝えよう

## ▲子どもたちへの環境教育の充実

- (1) 持続可能な社会の創り手を育む教育（ESD：p68コラム参照）の視点を取り入れた環境教育を目指します。
- (2) 地域や家庭、事業者と連携し、子どもたちとともに環境について学ぶ機会の創出を図ります。
- (3) 地域や関係団体等の専門知識を持った講師の情報について、学校や公民館と共有し、環境教育や環境学習の充実を図ります。
- (4) 自然との触れ合いを通して、自然や動植物を大切に思う気持ちを育みます。
- (5) 小中学校の授業において環境副読本等を活用し、環境意識の向上を図ります。
- (6) 学校施設を子どもたちへの環境教育の教材として役立てるなど、地域の環境教育の拠点としての活用を目指します（エコスクール）。

## 2 環境について学ぼう

## ▲多様な世代が参加できる環境学習の推進

- (1) 子どもから大人まで、それぞれのライフステージを踏まえた環境学習に取り組める機会の創出に努めます。
- (2) 地域と連携した環境学習を促進するため、地域の各分野で優れた知識や経験を活かして活躍している方々の情報（生涯学習サポーターバンク）の利用者や、サポーター登録者の増加を図ります。
- (3) 家族や友人等の団体に楽しめる環境保全活動の拡充を目指します。
- (4) 自然と触れ合える体験学習や工場見学等を通して、環境保全の重要性を体験できる場の創出に努めます。

(5) 事業者に対し、従業員に向けた環境に関する研修会等の実施を促進します。

○環境保全活動を担う人材の育成

- (1) NPO法人や環境保全団体、事業者等と連携し、主体となり活動する人材の育成に努めます。
- (2) 若者を対象とした学習会等を開催し、次世代の担い手の発掘・育成を図ります。
- (3) 高校生などの若い世代が活躍できる環境イベントの機会を創出します。

3 協力して活動しよう

▲多様な主体の協働による活動の促進

- (1) 市民や事業者など多様な主体が連携し、環境に配慮した取組を行うことで、地域の課題解決や活性化を図り、持続可能な社会の実現に繋がります。
- (2) 10月を「てん10アクション強化月間」とし、市民総ぐるみによる「てん10アクション」への取組を推進します。
- (3) 協働により環境保全活動等に取り組むことができるパートナーシップ（協力関係）の構築を目指します。
- (4) 環境保全に取り組んでいる事業者、関係団体等の情報交換・連携強化を図ります。
- (5) 環境に関する最新の技術や取組等について、事業者や関係団体と連携しながら、情報の収集と発信に努めます。
- (6) 県や近隣自治体との連携を図るなど、広域的な協働による取組を促進します。

○環境保全活動への支援

- (1) 地域での資源回収等の自主的な活動が継続して実施できるよう支援します。
- (2) 市民による環境保全活動に対し、表彰や活動の紹介を通して、環境行動に対する意欲の向上を図ります。

【各主体へ期待する取組】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や家庭で子どもたちと一緒に環境について学ぼう。</li> <li>・家族や友人等を誘って、環境学習やイベントに参加しよう。</li> <li>・環境保全活動の担い手を目指してみよう。</li> <li>・環境学習やイベントに参加・協力し、活動の輪を広げよう。</li> <li>・みんなで「てん10アクション」に取り組もう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育や環境学習の主催や場の提供に協力しよう</li> <li>・従業員向けの環境に関する研修会等の実施を検討しよう。</li> <li>・地域や団体が行う環境保全活動に協力しよう。</li> <li>・「てん10アクション」を事業活動に活かしてみよう。</li> <li>・市民や行政との協働の体制づくりに協力しよう。</li> </ul>



## 【主な指標】

指標内容	単位	現況 R2(2020)	目標 R13(2031)	説明
「環境教育や環境学習の充実」に対する満足度	%	35	54	
市ホームページの年間アクセス件数	件	44,952	77,952	環境関連
生涯学習サポーターバンクの登録者数	人	91	110	
環境学習イベントの参加人数	人	—	2,195	累計
地域づくり委員会による環境保全活動	件	38	48	
花いっぱい運動参加団体数	団体	54	65	

## ミニコラム 「てん10アクション」に取り組もう

**てん10アクション**とは、**持続可能な社会の実現に向けて、天童市民総ぐるみで取り組む10個のアクションのこと**です。

では、具体的にどのような取組が考えられるでしょうか？

## てん10アクション② 「省エネに取り組もう」

てん10アクション②「省エネに取り組もう」では、エネルギーの効率的な利用について触れています。例えば、住宅や事業所の照明器具をLED照明に変えることで、消費電力を削減し、長寿命化により照明器具の交換回数も減らせます。

また、駐車場でのアイドリングを控えることで、燃料を節約し、二酸化炭素の排出も抑えられます。騒音も軽減できることから、1つの省エネ行動が様々なメリットにつながります。



## てん10アクション⑨⑩ 「環境について考えよう」「環境にやさしい行動をしよう」

てん10アクション⑨「環境について考えよう」、てん10アクション⑩「環境にやさしい行動をしよう」では、市民一人ひとりの意識や行動について触れています。例えば、買い物をする時に「本当に必要な物か」を少し考えるだけで、不要な物にお金をかけず、結果的にごみの減量にもつながります。このように、一人ひとりが環境について考え、行動することが、てん10アクションを実行していくための土台になります。

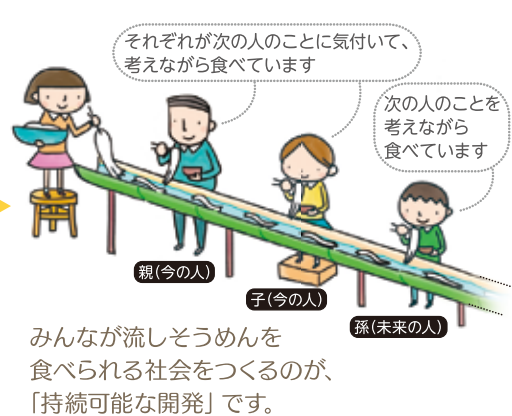


その他のてん10アクションについても、日常生活の中のちょっとした工夫や心がけで、誰でもすぐに取り組めることがたくさんあります。未来に向けて、アクションを起こしましょう！

## コラム ESDによって変わる 一人ひとりの行動

ESDとは、「**持続可能な開発のための教育**」(Education for Sustainable Development)の頭文字をとった略称です。現代社会の課題を自分ごととして捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことを指します。

### 流しそうめんを例えと・・・



ESDでは、問題に向き合うために重要な6つの視点を養うことが目標とされています。

- 多様性：いろいろある
- 相互性：関わり合っている
- 有限性：限りがある
- 公平性：ひとりひとり大切に
- 連携性：力を合わせて
- 責任性：責任を持って

また、持続可能な社会づくりのために必要な「7つの能力・態度」を身に付けることを目指しています。

1. 批判的に考える力
2. 未来像を予測して計画を立てる力
3. 多面的・総合的に考える力
4. コミュニケーションを行う力
5. 他者と協力する力
6. つながりを尊重する態度
7. 進んで参加する態度

### ESDの視点で身に付けてみよう

#### 批判 批判的に考える力



合理的、客観的な情報や公平な判断に基づいて本質を見抜き、ものごとを思慮深く、建設的、協調的、代替的に思考・判断する力。

#### 未来 未来像を予測して計画を立てる力



過去や現在に基づき、あるべき未来像(ビジョン)を予想・予測・期待し、それを他者と共有しながら、ものごとを計画する力。

#### 協力 他者と協力する態度



他者の立場に立ち、他者の考えや行動に共感するとともに、他者と協力・協同してものごとを進めようとする態度。

#### 参加 進んで参加する態度



集団や社会における自分の発言や行動に責任をもち、自分の役割を理解するとともに、ものごとに主体的に参加しようとする態度。

出典：「ESD・SDGsとは」環境省

## 3

## 環境指標及び目標値一覧（再掲）

指標内容	単位	現況 R2(2020)	目標 R13(2031)	説明
<b>【基本目標1】地球温暖化への対応</b>				
温室効果ガス排出量削減率	%	△7.8(2019)	△50	(2013年比)
太陽光パネルの設置補助件数	件	888	1,542	(住宅用)累計
太陽光パネルの年間発電量	kW	4,537	8,464	(住宅用)累計
蓄電池の設置補助件数	件	47	489	(住宅用)累計
長期優良住宅認定制度の認定件数	件	44	484	累計
やまがた健康住宅の認証件数	件	5	110	累計
公共施設における再生可能エネルギー 利用件数	件	23	37	累計
次世代自動車の導入率	%	18.2	50.0	アンケート調査等
公用車における電気自動車等の導入	台	－	20	(EV・PHV)累計
電気自動車用急速充電器整備数	件	1	3	累計
市施設における二酸化炭素排出量	t-CO <sub>2</sub>	3,749	2,108	
予約制乗合いタクシー（ドモス）の 利用者数	人	9,449	17,000	
<b>【基本目標2】循環型社会の実現</b>				
ごみの総排出量	t	17,763	16,770	
家庭系食品ロス発生量	t	1,074	570	市独自試算
可燃ごみの総排出量	t	16,147	15,272	
1日一人当たりのごみ排出量	g	788	766	
拠点・資源回収量	t	359	375	
リサイクル率	%	9.64	15.00	
有料レジ袋辞退率	%	88.8	90.0	マイバッグ等持参率
分別アプリのダウンロード数	件	1,347	10,000	現況はR3.11月時点
使用済み小型家電の回収量	t	18.46	28.44	
電気式生ごみ処理機購入補助件数	件	13	40	年間
事業系ごみ	t	6,101(2019)	5,151	一般廃棄物排出量

第 三 次天童市環境基本計画

指 標 内 容	単 位	現 況 R2(2020)	目 標 R13(2031)	説 明
<b>【基本目標 3】豊かな自然環境の保全</b>				
生物多様性の認知度	%	－	50	
農作物有害鳥獣被害額	千円	45,599	32,040	
遊休農地面積	ha	13	17	
森林面積	ha	3,782	3,782	
民有林の森林整備面積	ha	208	494	累計
新規就農者数	人	16	168	累計
<b>【基本目標 4】安全・安心な生活環境の確保</b>				
河川のBOD環境基準値達成	mg/ℓ	1.8	2以下	倉津川
合併処理浄化槽普及率	%	63.0	78.4	
猫不妊去勢手術費補助金交付件数	件	－	1,000	累計
猫の年間死亡収容頭数	頭	171	85	
空き家バンクの登録件数	件	62	170	
<b>【基本目標 5】環境行動を実践する人材育成</b>				
「環境教育や環境学習の充実」に対する満足度	%	35	54	
市ホームページの年間アクセス件数	件	44,952	77,952	環境関連
生涯学習サポーターバンクの登録者数	人	91	110	
環境学習イベントの参加人数	人	－	2,195	累計
地域づくり委員会による環境保全活動	件	38	48	
花いっぱい運動参加団体数	団体	54	65	



# 第5章

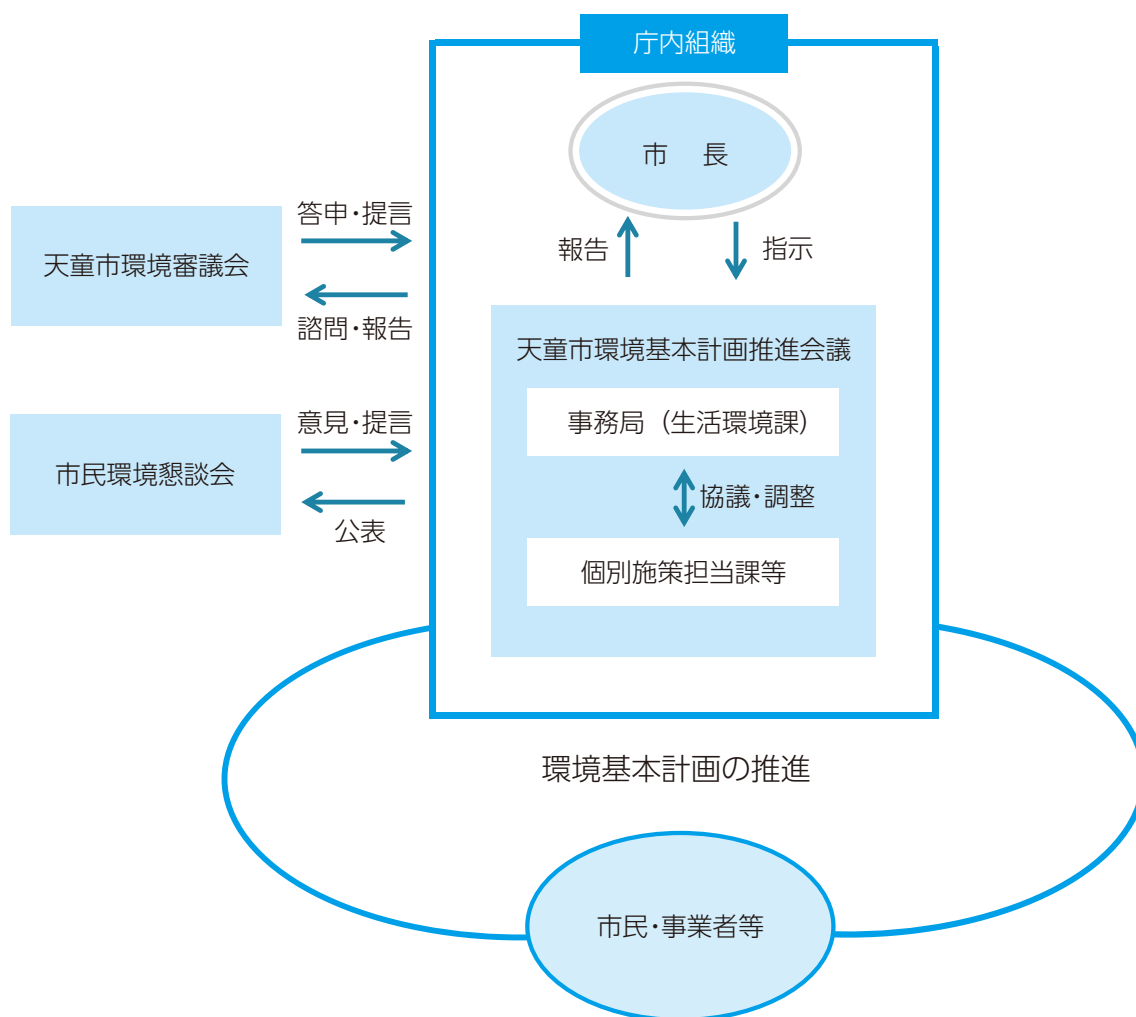
## 進行管理



1

## 計画の推進体制

この計画は、市民、事業者、行政の協力体制（パートナーシップ）を原則とし、目指す環境の将来像の実現に向けて、各主体がそれぞれの役割に応じて、自らできることを自主的かつ積極的に取り組むことにより推進を図っていきます。



### ○天童市環境審議会

天童市環境基本条例に基づき、市の区域における良好な環境の保全及び創造に関して、基本的事項を調査及び審議するための諮問機関

### ○市民環境懇談会

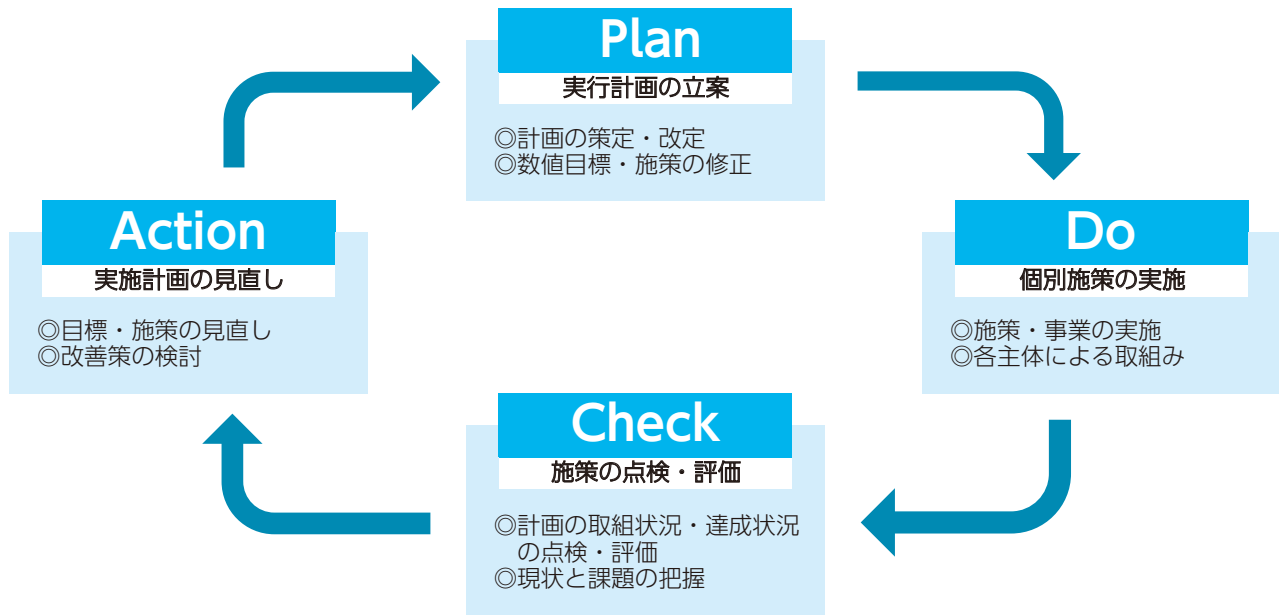
市民・事業者から、分野に捉われない幅広い視点からの意見・提案を募るための懇談会

### ○天童市環境基本計画推進会議

計画を推進する施策について、庁内の意見を調整し連携を図り、施策の点検及び評価を行うための会議

## 2 計画の進行管理

本計画では、個別施策の取組状況や評価指標に対する進捗状況の点検・評価など、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行い、環境施策の確実な推進を図ります。



### (1) Plan (実行計画の立案)

この計画に掲げた各環境施策について、実行計画を立案し、取組方法を具体化していきます。この際、特に重要な施策のほか、優先度の高い施策や早期に着手可能な施策から推進していきます。

### (2) Do (個別施策の実施)

行政では、実行計画に掲げた施策について、取組を推進していきます。

また、施策の実行には、市民、事業者の積極的な参加が不可欠となるため、市民、事業者、行政の三者からなる「市民環境懇談会」を開催し、協力・連携により取組を進めていきます。

### (3) Check (施策の点検・評価)

施策の実施段階では、内容が複数の所管にまたがるため、庁内の意見調整や協力・連携体制の維持のため、庁内に「天童市環境基本計画推進会議」を設置し、点検・評価を行っていきます。

また、「天童市環境審議会」に進捗状況を報告し、そこでいただいた意見・提言を踏まえて環境施策を推進します。同時に、市民、事業者にも進捗状況を公表していきます。

### (4) Action (実施計画の見直し)

個別施策の展開については、自己評価や環境審議会などからの意見に基づき各施策の改善点を抽出し、見直し（令和8年度予定）を行います。なお、本市の環境を取り巻く状況に応じて、見直しの時期については柔軟に対応します。



**TENDO**®



# 第6章

---

## 資料編

1

# 天童市環境基本条例

平成12年 3月29日

条例第17号

産業の発展、都市化の進展、生活様式の変化などにより、人々の生活は快適かつ便利で物質的に豊かになってきたが、一方で、資源やエネルギーを大量に消費した結果、環境への負荷が増加し、都市型及び生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化しつつある。そして、地球規模での環境汚染や自然の破壊がもたらされつつある。

天童市民は、緑豊かな恵まれた自然と、先人が築き上げてきた歴史と伝統を継承し、快適な都市環境の形成を目指して、まちづくりを進めてきた。

私たちは、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、次の世代により良い環境を引き継ぐ責務を負っている。身近な環境を守るためには、本市にかかわるあらゆる人々が協力し合い、地球的視野に立って自然と共生する環境にやさしい生活文化を創造していかなければならない。

これらの認識に基づき、豊かな自然と悠久の歴史・文化などの地域的特性を生かした環境への負荷が少ない、持続的発展が可能な都市を創造し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、天童市環境基本条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにすることにより、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因及びその原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 良好な環境 土地利用、人口等の社会環境及び植物、動物等の自然環境との調和によって生じる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。
- (3) 地球環境保全 地球の全体又はその広範な部分において、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他環境への負荷を生じさせる原因となる活動を防止し、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪

化することを含む。以下同じ。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある植物、動物等及びそれらの生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生じることをいう。

(環境の保全及び創造に関する基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、人類存続の基盤である社会環境が将来にわたって維持されるようにすること。
- (2) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適切に保全されるよう、大気、水、土壤その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるようにすること。
- (3) 生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて体系的に保全されるようにすること。
- (4) 地域の個性を生かした快適なまちづくりが促進されるよう、伝統文化、歴史遺産が保全され、及び活用され、並びに景観が保全されることにより、文化環境が良好に形成されるようにすること。
- (5) 地球環境保全を視野に入れ、資源及びエネルギーの消費が抑制され、及びこれらの循環的利用が図られることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が築かれるようにすること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、県その他の関係機関と協力し、自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他良好な環境の保全及び創造のため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活が良好な環境の保全及び創造に密接にかかわっていることを深く認識し、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの適正な利用その他の環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画)

第 7 条 市長は、市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第16条に規定する天童市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

6 市長は、市が講ずる施策の策定及び実施に当たっては、良好な環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制の措置)

第 8 条 市は、公害を防止するため公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造のための指導及び助言)

第 9 条 市は、良好な環境の保全及び創造を行ううえでの支障を防止するため、環境への負荷を生じさせる活動又はそれを生じさせる原因となる活動（以下「負荷活動」という）を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための措置を取るよう指導及び助言を行うとともに、特に必要があるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育並びに学習の推進)

第 10 条 市は、市民及び事業者が人と環境とのかかわりについて理解を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、良好な環境の保全及び創造に関する教育並びに学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的活動の推進)

第 11 条 市は、市民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 12 条 市は、第 10 条に規定する環境の保全及び創造に関する教育並びに学習の推進に資するため、個人及び法人の権利並びに利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を把握し、良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査、情報収集及び研究の体制の整備に努めるものとする。

(環境の状況等の報告書の作成等)

第14条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(地球環境保全の推進等)

第15条 市、市民及び事業者は、行政活動、日常生活又は事業活動が地球環境の保全上の支障の原因とならないよう努めるものとする。

2 市は、関係機関と協力し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

### 第3章 環境審議会

(環境審議会)

第16条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市の区域における良好な環境の保全及び創造に関して、基本的事項を調査及び審議するため、天童市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、並びにこれらの事項に関して市長に意見を述べることができる。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、10人以内の委員をもって組織し、委員は、必要の都度、市長が委嘱する。

4 前項の委員のほか、特別の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、審議会に臨時に専門委員を若干人置くことができる。

5 前項の専門委員は、必要の都度、市長が委嘱する。

6 前3項の委員及び専門委員は、第2項に規定する調査及び審議並びに建議又は第4項に規定する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(規則への委任)

第17条 前条に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 補則

(委任)

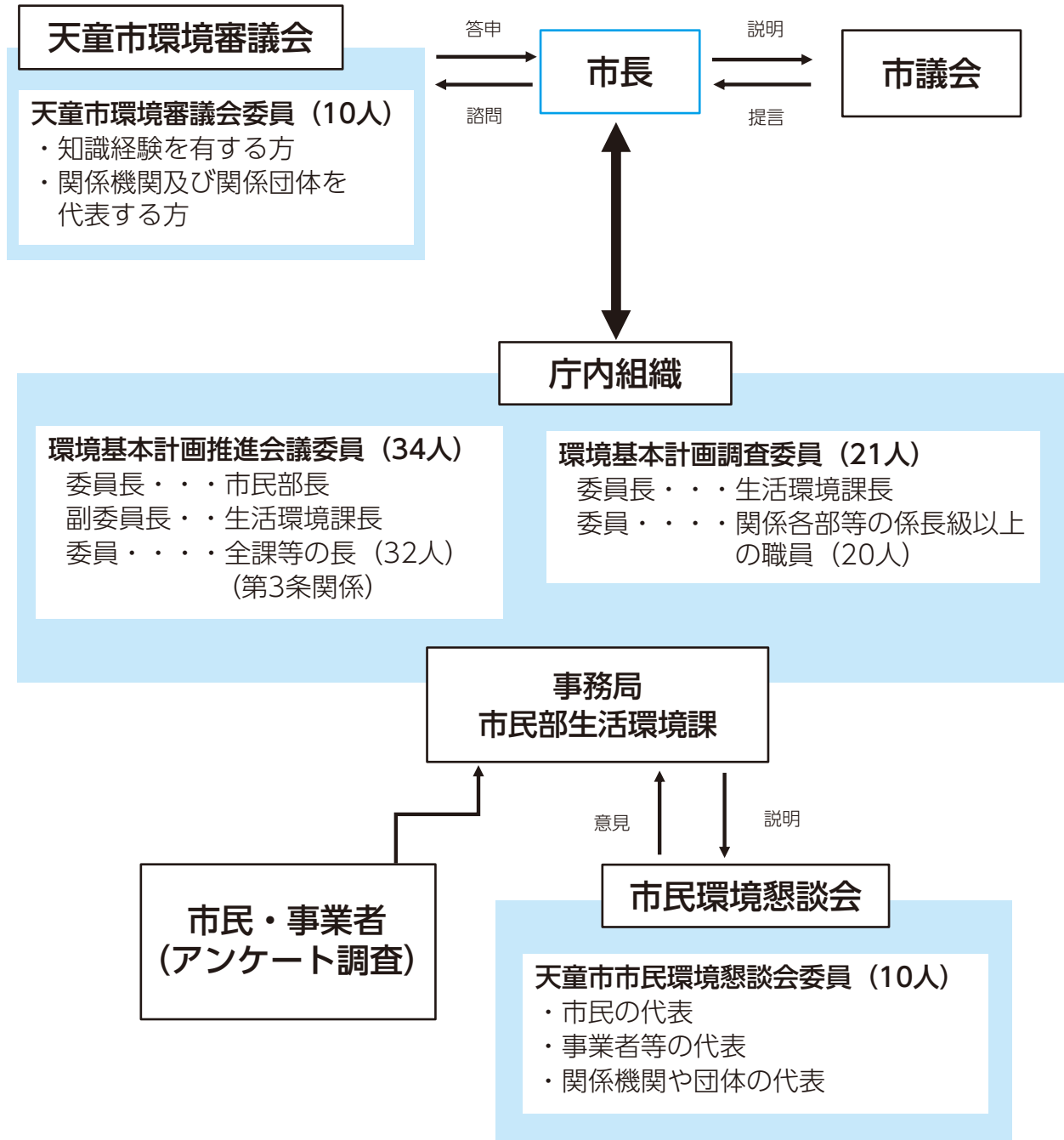
第18条 この条例に定めるもののほか環境の保全及び創造に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2

計画策定体制



## 天童市環境審議会委員

	氏名	区分	備考
1	東海林 清彦	関係機関・団体の代表	天童市建設業同友会
2	山崎 修	関係機関・団体の代表	イオンモール株式会社 イオンモール天童
3	山口 秀子	関係機関・団体の代表	天童市温泉協同組合
4	戸田 一彦	関係機関・団体の代表	天童市小中学校校長会
5	須藤 長之 (副会長)	関係機関・団体の代表	天童市公民館連絡協議会
6	太田 節子	関係機関・団体の代表	天童市農業協同組合女性部
7	斎藤 はるみ	関係機関・団体の代表	天童商工会議所女性会
8	鈴木 美佐子	関係機関・団体の代表	東根市外二市一町共立衛生処理組合 ごみ減量化等推進懇談会
9	大場 健一	関係機関・団体の代表	山形県地球温暖化防止活動 推進センター
10	山田 浩久 (会長)	知識経験を有する方	山形大学教授

## 天童市市民環境懇談会委員

	氏 名	区 分	備 考
1	結 城 こずえ	関係機関・団体の代表	天童市認定農業者協議会
2	山 口 隆 久	事業者等の代表	樹木管理等事業者
3	門 脇 英 樹	事業者等の代表	食料品製造事業者
4	荒 木 公 子 (副会長)	関係機関・団体の代表	天童市食生活改善推進協議会
5	金 子 政 幸	関係機関・団体の代表	天童市PTA連合会
6	鎌 田 京 子	関係機関・団体の代表	地域づくり委員会
7	片 桐 健 悦	関係機関・団体の代表	一般社団法人 山形県産業資源循環協会
8	國 井 勝 俊	関係機関・団体の代表	天童市環境衛生組合連合会
9	今 田 裕 美 (会長)	関係機関・団体の代表	NPO法人 環境ネットやまがた
10	武 内 賢 二	関係機関・団体の代表	天童市地球温暖化対策協議会



## 天童市環境基本計画推進会議委員

委員長	結城 洋史(市民部長)	副委員長	藤澤 英昭(市民部生活環境課長)
委員	熊澤 輝(総務部総務課長)	委員	秋保 泰志(総務部財政課長)
委員	後藤 栄(総務部市長公室室長補佐)	委員	川股 元昭(総務部危機管理室長)
委員	横倉 文男(総務部ふるさと納税推進室長)	委員	安達 幸寿(総務部税務課長)
委員	伊藤由紀子(総務部納税課長)	委員	加藤 博之(健康福祉部社会福祉課長)
委員	武田 芳仁(健康福祉部保険給付課長)	委員	吉田 聖志(健康福祉部健康課長)
委員	阿彦 里美(健康福祉部新型コロナウイルス スワクチン接種対策室主幹)	委員	山口 淳(健康福祉部子育て支援課長)
委員	加藤 美枝(市民部市民課長)	委員	花輪 達也(市民部文化スポーツ課長)
委員	松田 健一(経済部農林課長(併)農業委員 会事務局長)	委員	村山 秀和(経済部商工観光課長)
委員	結城誠一郎(経済部産業立地室長)	委員	松本 孝志(建設部建設課長)
委員	酒井 文喜(建設部高速道路整備推進室長)	委員	今田 晃(建設部都市計画課長)
委員	星野 克之(会計管理者)	委員	滝口 孝博(上下水道事業所上下水道課長)
委員	高山 義則(消防本部消防課長)	委員	石山 真一(天童市民病院事務局次長)
委員	蜂谷 幸太(教育委員会教育総務課課長補佐)	委員	大沼 敦(教育委員会学校給食センター所長)
委員	町田 真裕(教育委員会学校教育課長)	委員	矢萩 茂(教育委員会生涯学習課長)
委員	小川 順一(選挙管理委員会事務局長)	委員	澤 和彦(監査委員事務局長)
委員	清野 正人(議会事務局事務局長補佐)		

## 天童市環境基本計画調査委員

委員長	藤澤 英昭(市民部生活環境課長)		
委員	横山 浩輔(総務部総務課主査)	委員	仲島 信吾(総務部財政課係長)
委員	本間 正義(総務部市長公室室長補佐)	委員	村山 貴之(総務部危機管理室室長補佐)
委員	加藤亜裕美(健康福祉部社会福祉課主査)	委員	澤 章子(健康福祉部健康課課長補佐)
委員	丸子 正彦(健康福祉部子育て支援課係長)	委員	林 隼之介(市民部文化スポーツ課係長)
委員	村形 孝紀(経済部農林課課長補佐)	委員	高木 敦(経済部農林課係長)
委員	高橋 哲也(経済部商工観光課課長補佐)	委員	土屋 幸治(経済部産業立地室室長補佐)
委員	結城 篤彦(農業委員会事務局事務局長補佐)	委員	矢作 太樹(建設部建設課係長)
委員	高橋 佳司(建設部都市計画課課長補佐)	委員	半田 義人(上下水道事業所上下水道課課長補佐)
委員	並木 勝範(教育委員会教育総務課係長)	委員	本田 秀幸(教育委員会学校給食センター副所長)
委員	海鋒 和裕(教育委員会学校教育課行政主査)	委員	稲葉 友美(教育委員会生涯学習課係長)

## 天童市環境基本計画策定事務局

### 市民部生活環境課

- 課長 藤澤 英昭
- 環境保全エネルギー係
  - 課長補佐 山口 哲哉
  - 行政主査 片桐 理乃
  - 主任 佐藤 清明
- 環境美化衛生係
  - 係長 太田 留治
  - 主事 佐藤 静香

## 3

## 計画策定の経過

年月日	会議名など	内 容
令和2年 12月 ～ 令和3年 1月	市民意識調査の実施	(1) 市民アンケート (3,000人) (2) 事業所アンケート (200事業所)
令和3年 6月22日	第1回天童市環境基本計画 推進会議	(1) 第二次天童市環境基本計画 (中間見直し版) の実 施状況・達成状況について (2) アンケート調査結果について (3) 第三次天童市環境基本計画の基本方針 (案) につ いて
令和3年 9月22日	第2回天童市環境基本計画 推進会議	(1) 第三次天童市天童市環境基本計画の骨子案につい て
令和3年 9月30日	第1回天童市環境審議会	(1) 委嘱状交付 (2) 第三次天童市環境基本計画の諮問 (3) 第二次天童市環境基本計画の数値目標と達成状況 について (4) 市民アンケート調査結果について (5) 第三次天童市環境基本計画策定に係る基本方針に ついて (6) 第三次天童市環境基本計画骨子案について
令和3年 10月22日	第1回天童市環境基本計画 調査委員会議	(1) 第二次天童市環境基本計画の数値目標と達成状況 について (2) 市民アンケート調査結果について (3) 第三次天童市環境基本計画策定に係る基本方針に ついて (4) 第三次天童市環境基本計画骨子案について
令和3年 10月26日	第1回天童市市民環境懇談会	(1) 委嘱状交付 (2) 第二次天童市環境基本計画の数値目標と達成状況 について (3) 市民アンケート調査結果について (4) 第三次天童市環境基本計画策定に係る基本方針に ついて (5) 第三次天童市環境基本計画骨子案について
令和3年 11月18日	第2回天童市市民環境懇談会	(1) 第三次天童市環境基本計画の施策体系について (2) 第三次天童市環境基本計画の施策内容について (3) 第三次天童市環境基本計画の将来像について
令和3年 11月26日	第2回天童市環境基本計画 調査委員会議	(1) 第三次天童市環境基本計画の施策体系について (2) 第三次天童市環境基本計画策定の数値目標について

第 三 次天童市環境基本計画

年月日	会議名など	内 容
令和3年 11月30日	第2回天童市環境審議会	(1) 第三次天童市環境基本計画の施策体系について (2) 第三次天童市環境基本計画の素案について (3) 第三次天童市環境基本計画の将来像について
令和3年 12月20日	第3回天童市市民環境懇談会	(1) 第三次天童市環境基本計画の素案について
令和3年 12月27日	第3回天童市環境基本計画 推進会議	(1) 第三次天童市環境基本計画の素案について
令和4年 1月13日	第3回天童市環境基本計画 調査委員会議	(1) 第三次天童市環境基本計画の素案について
令和4年 1月31日	第3回天童市環境審議会	(1) 第三次天童市環境基本計画の答申
令和4年 2月2日	第4回天童市環境基本計画 推進会議	(1) 第三次天童市環境基本計画の素案について
令和4年 2月7日	市議会 環境福祉常任委員会説明	(1) 第三次天童市環境基本計画（案）について
令和4年 2月16日	ゼロカーボンシティ宣言	
令和4年 2月16日 ～ 3月1日	パブリック・コメント実施	(1) 第三次天童市環境基本計画（案）について



## 第三次天童市環境基本計画

---

発 行 令和4年3月

編集・発行 天童市 市民部 生活環境課

天童市老野森一丁目1番1号

電話 (023) 654-1111

---



古紙配合率70%再生紙を使用しています

